

第2期 垂水市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

(改訂版)

令和2年3月

(令和5年3月改訂)

鹿児島県 垂水市

市長挨拶

平素より市民の皆様には、福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

国は、平成24年に『子ども・子育て3法』を公布し、『子ども・子育て支援新制度』を開始しました。この新制度により、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業のサービス量の確保と質の向上を図るため、市町村は『子ども・子育て支援事業計画』を策定することが義務付けられ、本市においても、平成27年に『垂水市子ども・子育て支援事業計画』を策定したところです。



この計画は、『次世代育成支援行動計画』と『母子保健計画』を包含し、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない支援を行っていくことを定めた計画であり、策定から5年間、子どもを安心して産み育てることができると目指し、子育て世帯のニーズを捉えながら、様々な子育て支援施策の充実に積極的に取り組んできました。

近年、本市においても少子高齢化は著しく進行し、就業環境やライフスタイルの多様化による共働き世帯の増加等、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした状況に対応するためには、より一層、家庭、地域、学校、行政等が一体となり、子どもの健やかな成長を支援していくことが必要であることから、『第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

計画の基本理念については、引き続き『子どもも親も心豊かに育ち地域で育む子育てネットワークのまち垂水』とし、子どもや子育て世帯の支援に努めていくこととしております。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました『垂水市子ども・子育て会議』の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和2年3月

垂水市長 尾脇 雅弥

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定に向けた体制と取組	3
第2章 本市の子どもを取り巻く状況	4
1 本市の子どもと家庭	5
2 母子保健に関する状況	15
3 アンケート調査からみる本市の子育ての状況	18
4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価（実績）	25
第3章 計画の基本理念・基本目標	33
1 基本理念（目指す将来像）	33
2 基本理念を構成する6つの視点	33
3 基本目標	35
4 施策の体系	37
第4章 施策の展開	38
1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり	38
2 地域における子育て力を育む基盤づくり	41
3 安心して産み育てやすい環境づくり	47
4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり	53
5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	59
6 子育てを支援する生活環境づくり	63
第5章 量の見込みと確保方策	68
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 教育・保育	68
3 地域子ども・子育て支援事業	71
第6章 新・放課後子ども総合プラン	79
1 新・放課後子ども総合プランの推進	79
2 新・放課後子ども総合プランの状況	79
3 新・放課後子ども総合プランの実施に向けた方策	80
第7章 計画の推進	83
1 計画の実現に向けた役割	83
2 計画の進捗状況の管理・評価	84

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、急速な少子高齢化の進展は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取組を進め、平成24年には、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付の創設や認定こども園法の改正等を行い、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、就学児童についても、共働き家庭等の児童数の更なる増加に対応するために、平成30年9月に、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、平成17年度から「次世代育成支援対策行動計画」を推進し、平成27年度からは新たな計画として、「垂水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりや子育て支援の充実等に取り組んできました。

「垂水市子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、子ども・子育て支援施策を計画的に推進するため「第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備に取り組むこととします。

2 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」としても位置づける子育て支援に関する総合的な計画とします。
- この計画は、垂水市総合計画及び垂水市地域福祉計画を上位計画とし、垂水市男女共同参画推進プランをはじめ、各計画との整合を図るものとします。
子どもと子育てを取り巻く、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備等、様々な分野における子育て支援施策の総合的・一体的な推進を図るものです。

子ども・子育て支援法

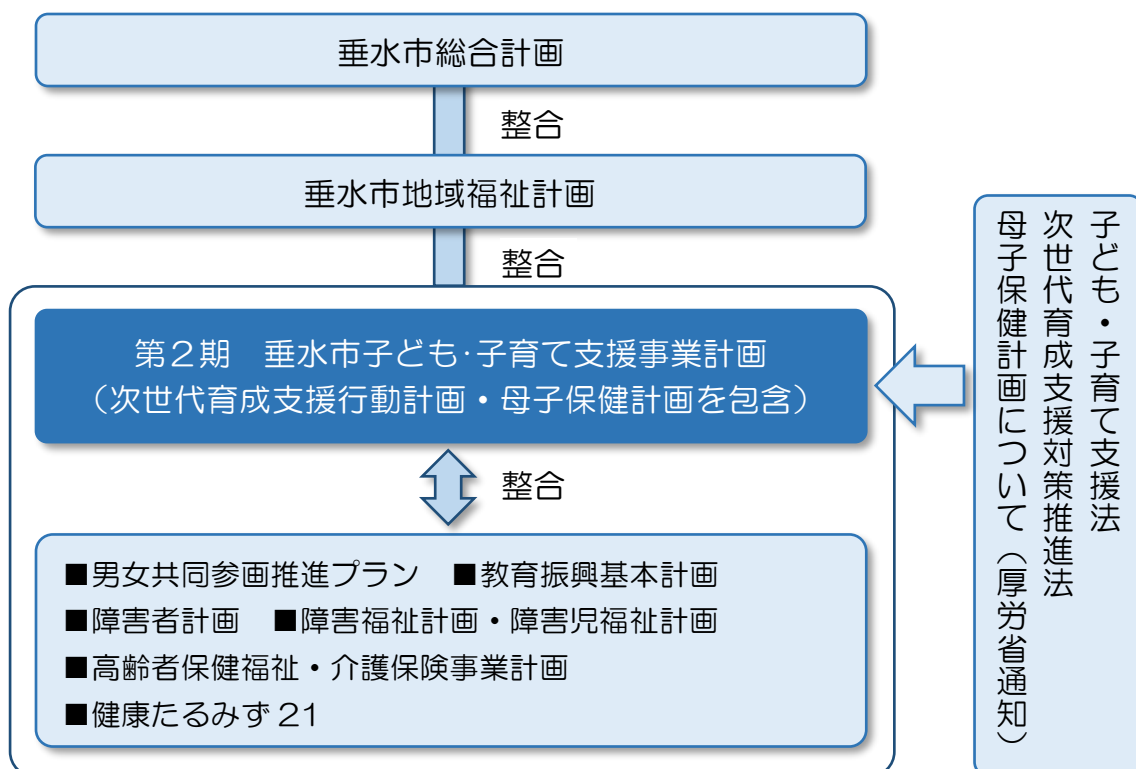
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



3 計画の期間

本計画は、5年間で1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年間で第2期計画期間とします。

本計画の最終年度となる令和6年度には、計画の検証作業と見直しを行い、第3期計画の策定を行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な社会環境の変化により、計画と実績に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
垂水市子ども・子育て支援事業計画					第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し	アンケート調査	計画策定			中間見直し	アンケート調査	計画策定

4 計画策定に向けた体制と取組

(1) 垂水市子ども・子育て会議

市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、又変更しようとするときは、子育て支援法第77条第1項で『子ども・子育て会議』等の合議制の機関の意見を聴かなければならないように定められています。

本市においても『垂水市子ども・子育て会議』の委員の意見を聴きながら策定を進めてきました。

■計画策定に係る垂水市子ども・子育て会議の開催状況

日程	協議内容
平成30年11月	第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の実施について
平成31年3月	第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の結果について
令和元年8月	第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画で定める『量の見込み』と『確保方策』について
令和元年11月	第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和2年3月	第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画の確定について

(2) 垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート

就学前児童・就学児童の保護者を対象に、子育ての状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況、子育てに関する意見・要望等を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

このアンケート結果を分析し、第1期計画における利用実績とアンケート調査による利用意向を十分に勘案し、計画の策定を行いました。

平成30年度に実施したアンケート調査の概要は、以下のとおりです。

区分	就学前児童	就学児童
調査期間	平成30年12月3日～12月21日	
配布方法	幼稚園・保育所等を通じた配布 及び未就園児への郵送による配布	学校等を通じた配布
回収方法	幼稚園・保育所等を通じた回収 及び郵送による回収	学校等を通じた回収
抽出方法	末子を対象として、全数調査	世帯の末子となる場合のみ対象
配布数	幼稚園・保育所等 316件 未就園児 91件 合計 407件	小学1～6年生 258件
回収数	275件	187件
回収率	67.6%	72.5%
有効回答数	275件	184件
有効回答率	100.0% (67.6%)	98.4% (71.3%)

() 内は、調査票の配布数に対する有効回答率

(3) パブリックコメントの実施

子育て世帯をはじめ、多くの市民の意見を計画に広く反映させるため、広報誌やホームページにおいてパブリックコメントによる意見募集を実施しました。

実施期間：令和2年1月6日～2月4日

《市民ニーズ》

- 垂水市子ども・子育て会議
- 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート
- パブリックコメント



第2期 垂水市子ども・子育て支援事業計画
(次世代育成支援行動計画・母子保健計画)

第2章 本市の子どもを取り巻く状況

1 本市の子どもと家庭

(1) 人口の推移

本市の人口は、年々減少し、平成21年は18,078人でしたが、平成31年には14,729人となっています。毎年300人から400人が減少し、この10年間に3,349人減少しています。

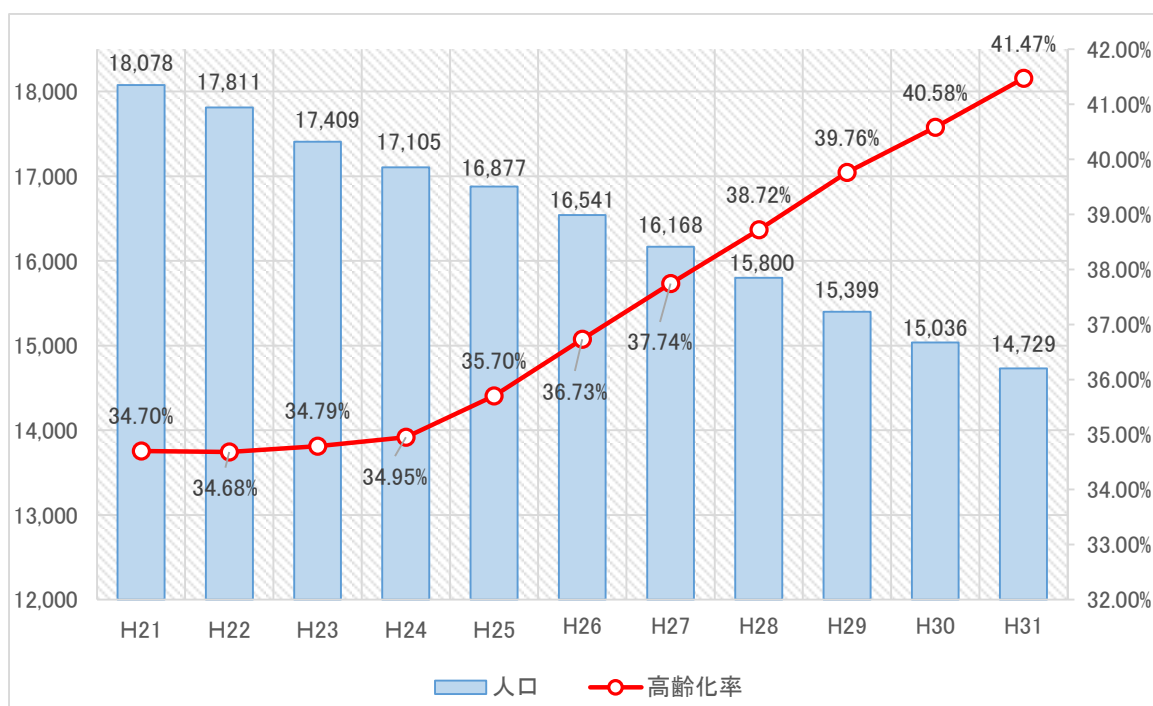
この間、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は著しく上昇し、平成30年には40%を超えました。

年齢3区分人口割合の推移を見ると 老年人口（65歳以上）の人口が増加する一方、生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（0～14歳）の人口が減少しています。平成31年では平成22年に比べ 15歳未満の年少人口の割合は0.7ポイント減少し、65歳以上の高齢者人口は7.0ポイント増加しており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

また、人口ピラミッドをみると、最も多い年齢層が男女とも65～69歳で、次いで60～64歳の年齢層が多くなっていることから、今後5年間に、高齢者の大幅な増加が予想されます。

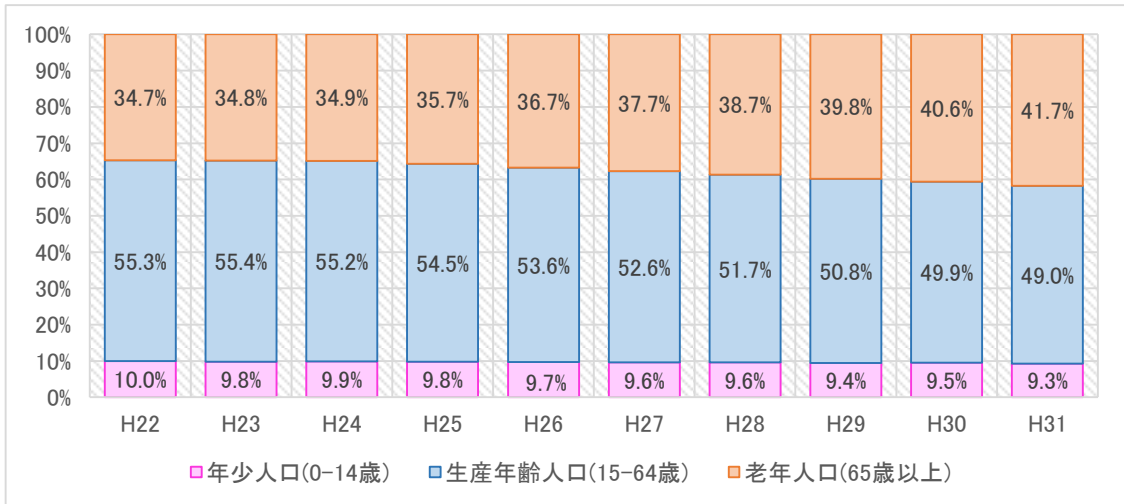
また、0～4歳の年齢層は少なくなっており、将来の人口減少、少子高齢化がうかがえる人口構成となっています。

[人口と高齢化率の推移]



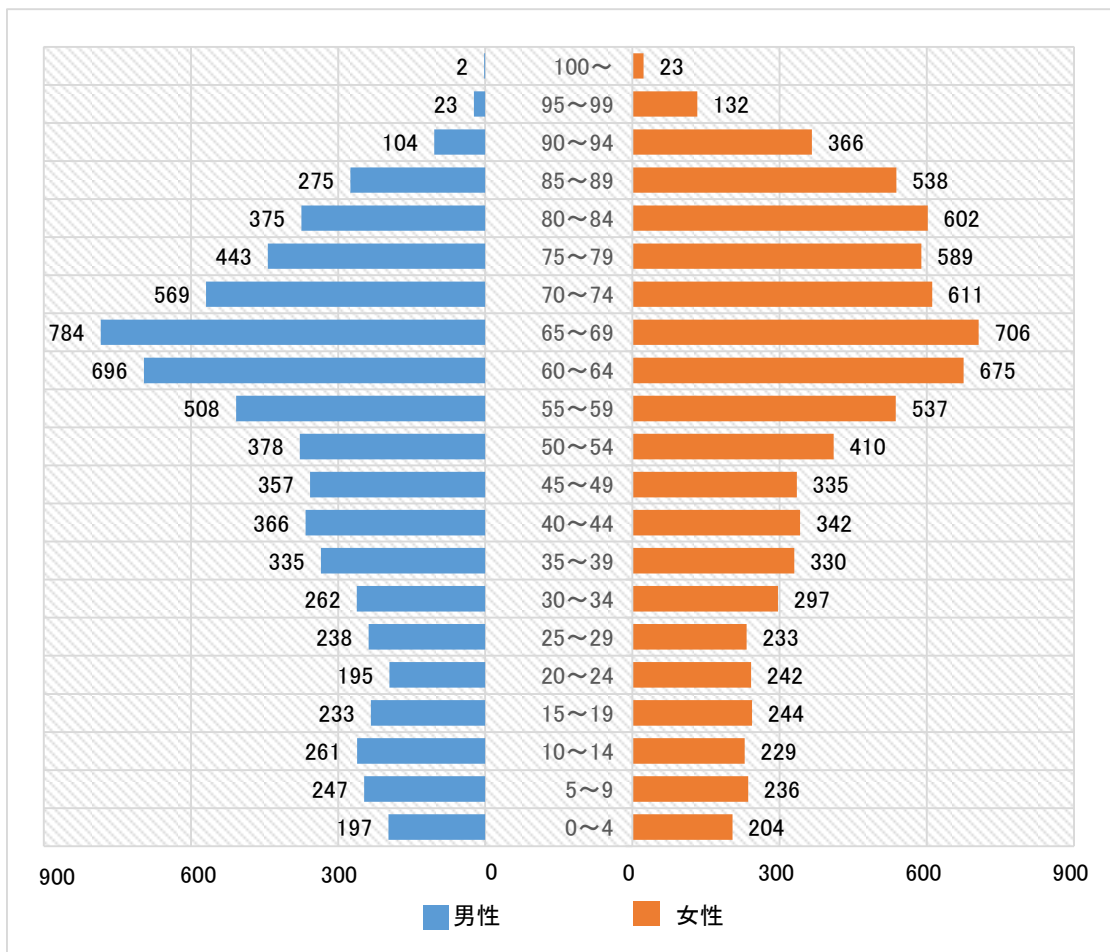
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

[年齢3区分人口割合の推移]



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

[人口ピラミッド]



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

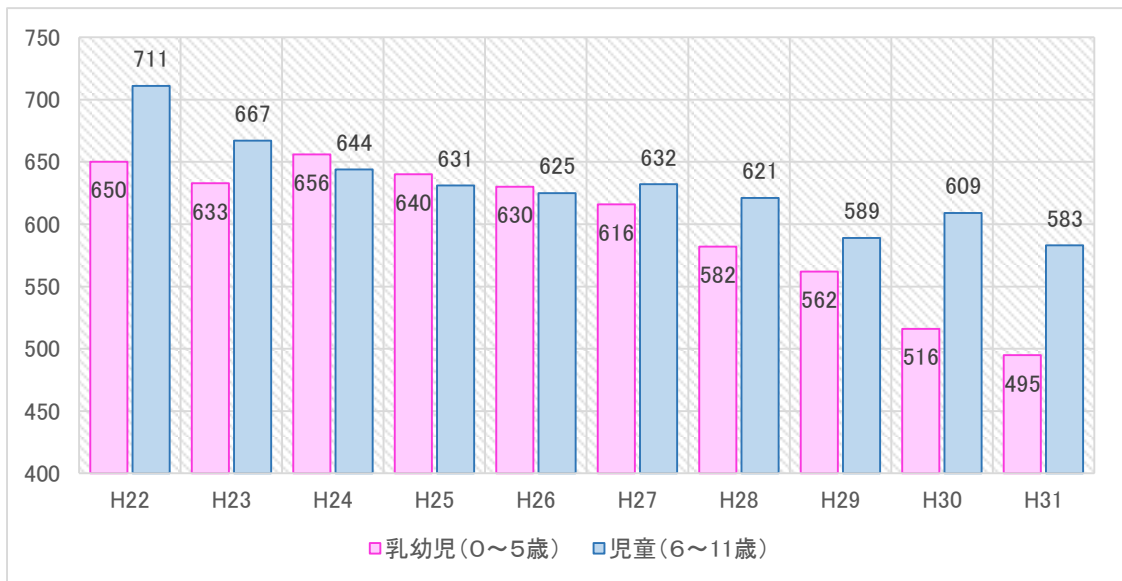
(2) 乳幼児及び児童人口の推移

平成31年4月1日現在の乳幼児及び児童人口は1,078人で、乳幼児（0～5歳）が495人、児童（6～11歳）が583人となっています。

平成22年と比べて乳幼児は155人、児童数は128人、合計283人減少しています。

特に近年、出生者数の減少により、乳幼児数が大きく減少している傾向にあることから、数年後は児童数も減少することが想定されます。

[乳幼児・児童人口の推移]



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

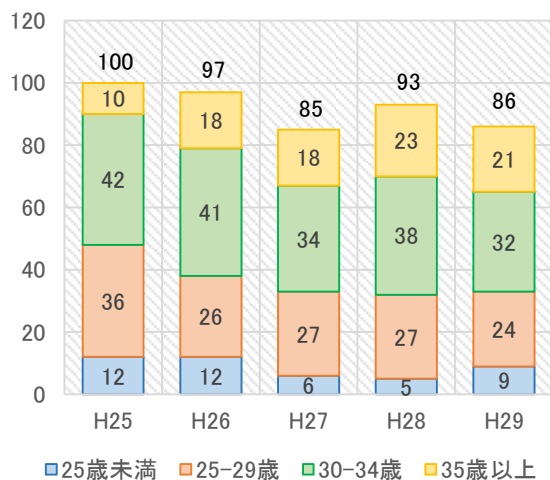
(3) 出生数の推移

出生数は、平成29年が86人となっており、平成26年から100人を下回っています。

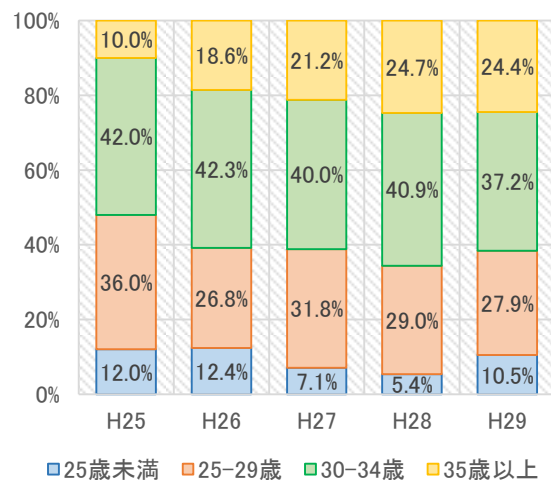
出生時と母親の年齢については、平成25年から平成29年の推移をみると、35歳以上の割合が増加している一方、29歳以下の割合が減少しており、晩産化の傾向がみられます。

一方、出生数と出生順位の関係について、平成25年から平成29年の推移をみると、第1子、第2子の割合はほぼ横ばい状態で推移していますが、第3子の割合は年ごとの差が大きくなっており、第4子以上は平成27年以降6.0%程度の横ばい傾向にあります。

[出生数の推移]

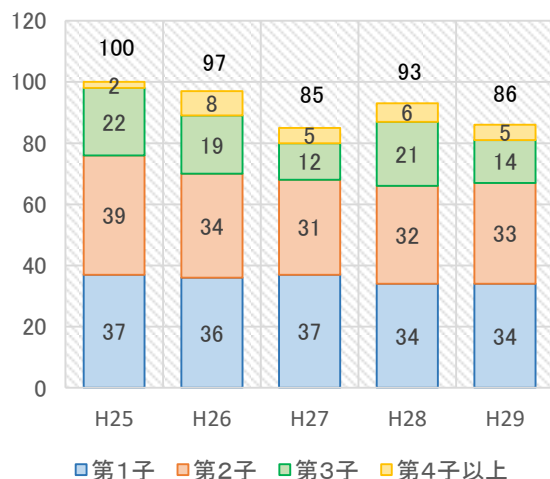


[母親の年齢]

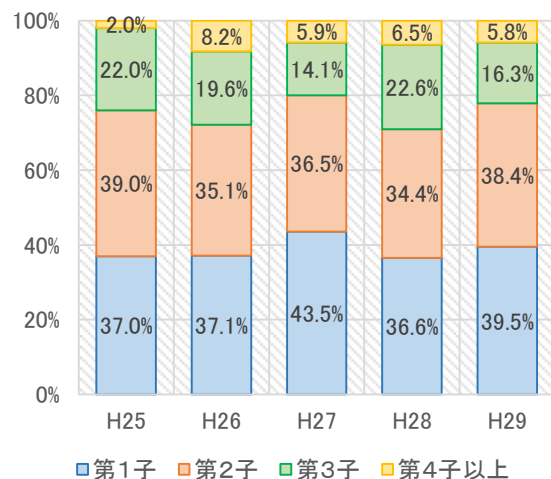


資料：人口動態統計

[出生順位]



[出生順位の割合]



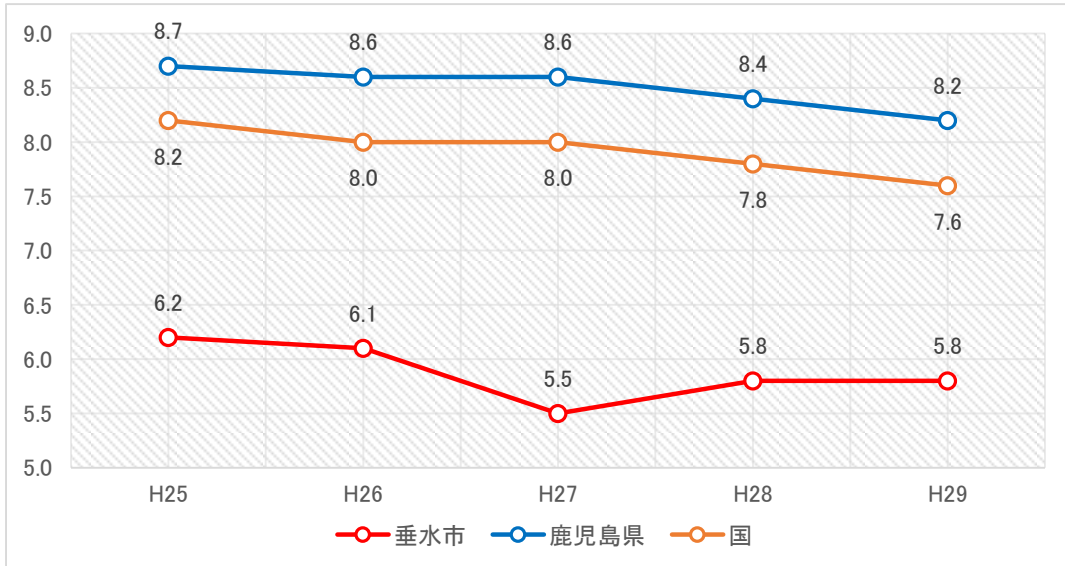
資料：人口動態統計

(4) 出生率及び合計特殊出生率の推移

出生数の状況を人口千人当たりへ換算した出生率は、いずれも国・鹿児島県の出生率よりも低く推移しています。

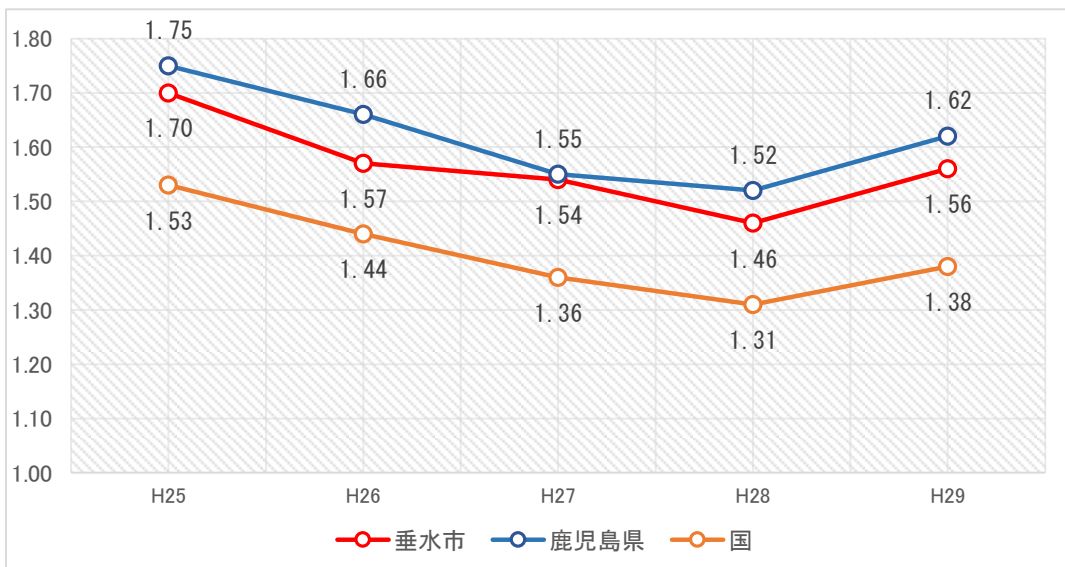
一方、合計特殊出生率^(注)は、国よりも高く、鹿児島県よりも低い値で推移しています。

[出生率の推移（人口千人当たり）]



資料：人口動態統計

[合計特殊出生率の推移]



資料：厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

(注) 合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

(5) 低出生体重児の状況

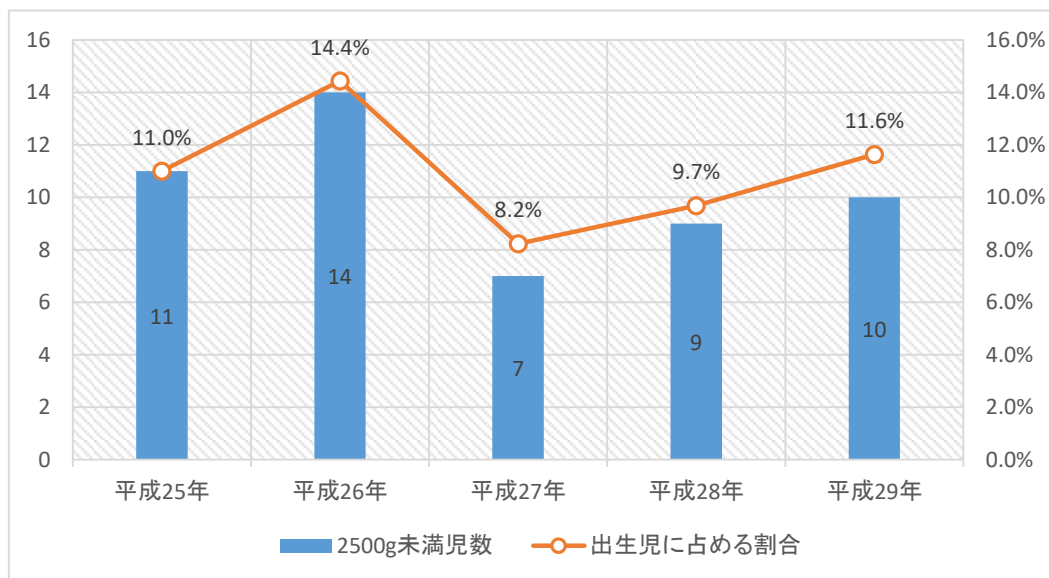
低出生体重児とは、出生体重が2,500g未満の乳児のことです。低出生体重児は体の機能も未熟であるため、合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。

低出生体重児が増加した要因として、若い女性の喫煙、妊婦の高齢化、妊娠中の体重管理、医療技術の進歩等が挙げられています。

また、妊婦の歯周疾患の影響を受けることも要因となっています。

全出生数における低出生体重児の出生の状況は、平成25年に11人（11.0%）となっていましたが、平成29年は10人（11.6%）となっています。

[低出生体重児（2,500g未満）の出生数と全出生に占める割合]



資料：人口動態統計

[低体重児（2,500g未満）の出生数の内訳]

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
500g未満	0	0	0	0	0
500g以上1.0kg未満	2	0	0	0	0
1.0kg以上1.5kg未満	1	0	0	0	1
1.5kg以上2.0kg未満	0	3	3	1	1
2.0kg以上2.5kg未満	8	11	4	8	8

資料：人口動態統計

(6) 本市の婚姻・離婚に関する状況

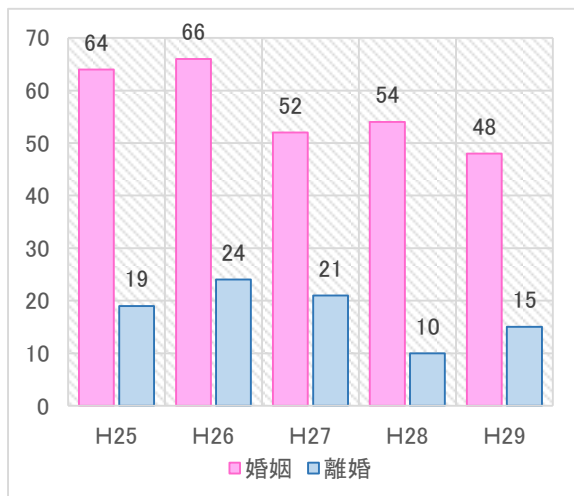
婚姻・離婚の状況は、平成26年までは婚姻件数が60件を超えていましたが、平成27～29年は、50件程度となっています。

また、平均初婚年齢は、平成27年以降上昇し、平成29年には男性で32.6歳、女性で31.5歳となっています。

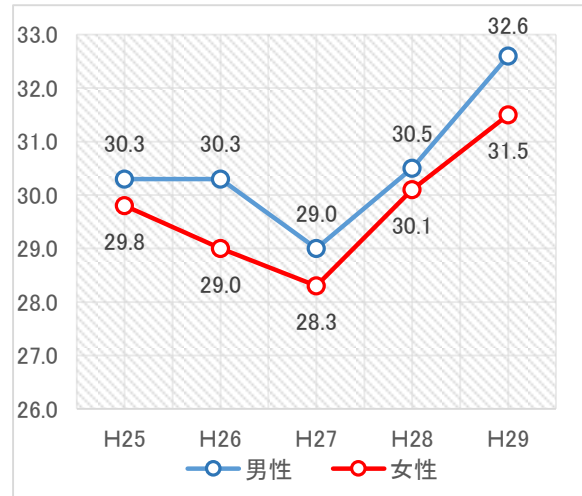
一方、離婚件数は、平成25年以降10～20件程度で推移しています。

婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算すると、鹿屋保健所管内（以下「管内」という。）・県と比較した婚姻率・離婚率は、いずれも管内・県よりも低く推移しています。

[婚姻・離婚の件数]

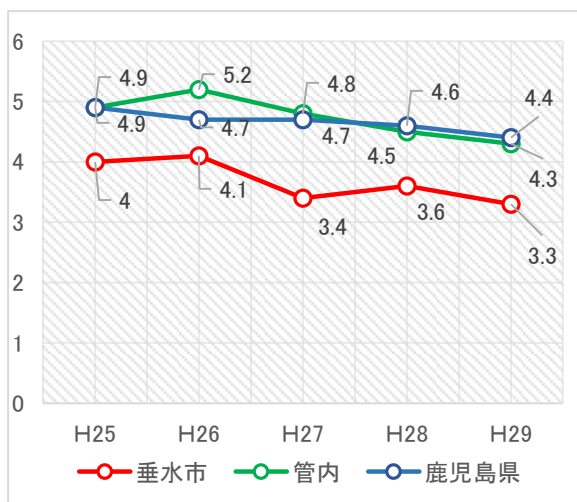


[平均初婚年齢]

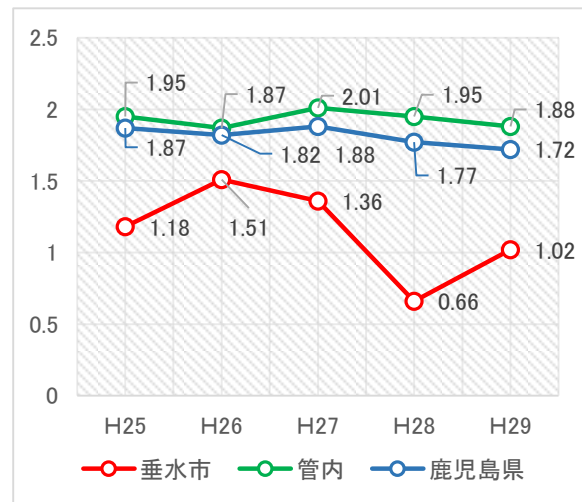


資料：人口動態統計

[婚姻率の比較]



[離婚率の比較]

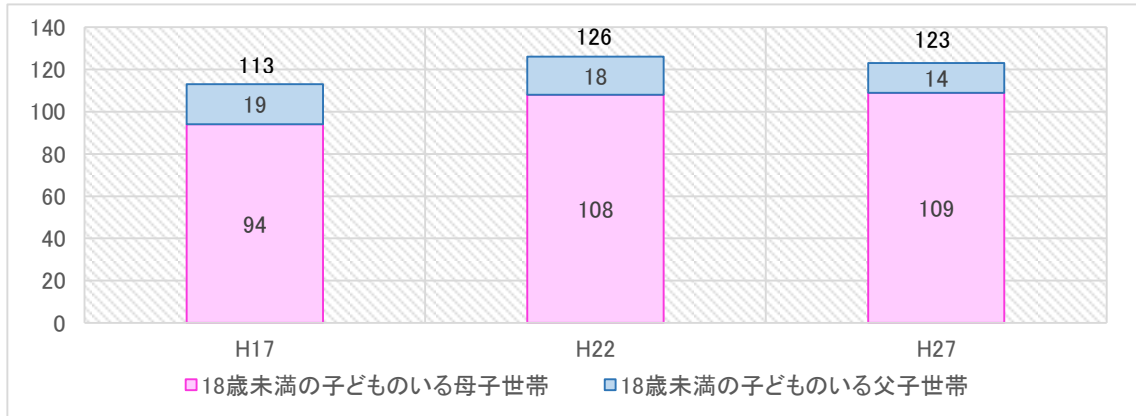


資料：人口動態統計

(7) ひとり親世帯の状況

本市における18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、平成27年で109世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあり、平成27年は14世帯となっています。父子世帯、母子世帯の比較では、父子世帯は減少し、母子世帯は増加しています。

[18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移]



資料：各年国勢調査

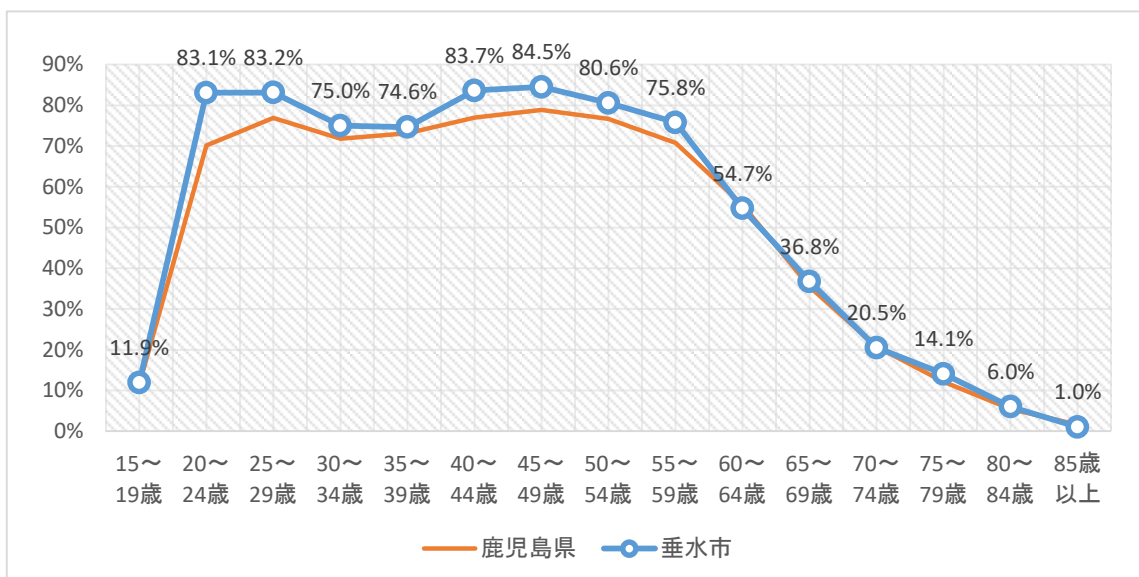
(8) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就労状況は、主に子育てを行っていると考えられる30～34歳、35～39歳に大きなくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後40～50歳にかけて就労率が持ち直している、「M字カーブ」を描いています。

また、県平均と比較してみると、ほぼ全ての年代で就労率が高くなっています。

[女性の就労状況の比較]



資料：平成27年国勢調査

(9) 将来人口の推計

第2期計画期間中における本市の将来人口について、住民基本台帳をもとにコーホート変化率法^(注)にて推計しました。

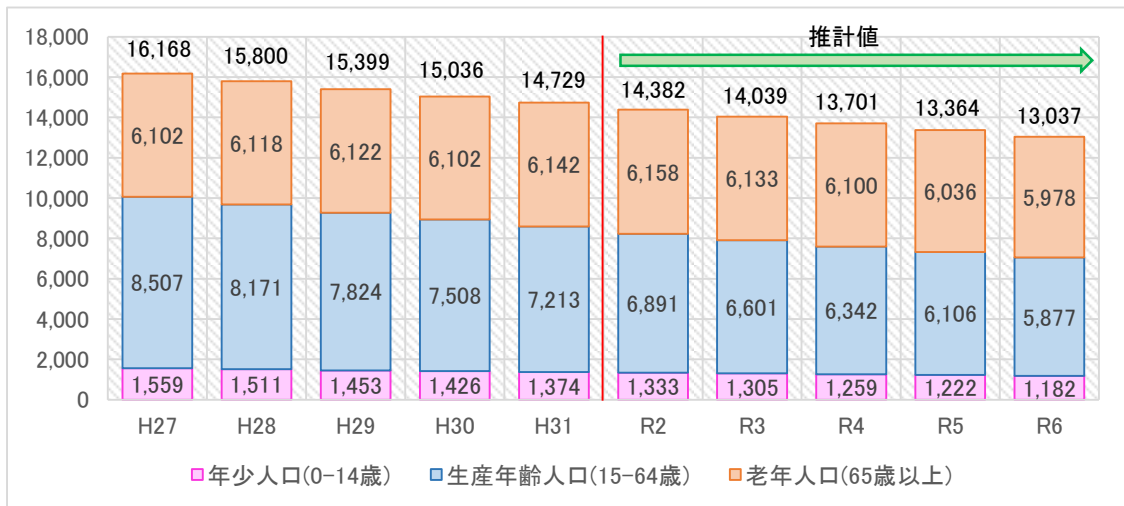
総人口は、これまでと同様、今後も減少を続ける見込みで、計画最終年の令和6年には13,037人となる見込みです。

また、年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成31年（令和元年）から令和6年の6年間で1,336人減少し、全体の45.1%となる見込みです。

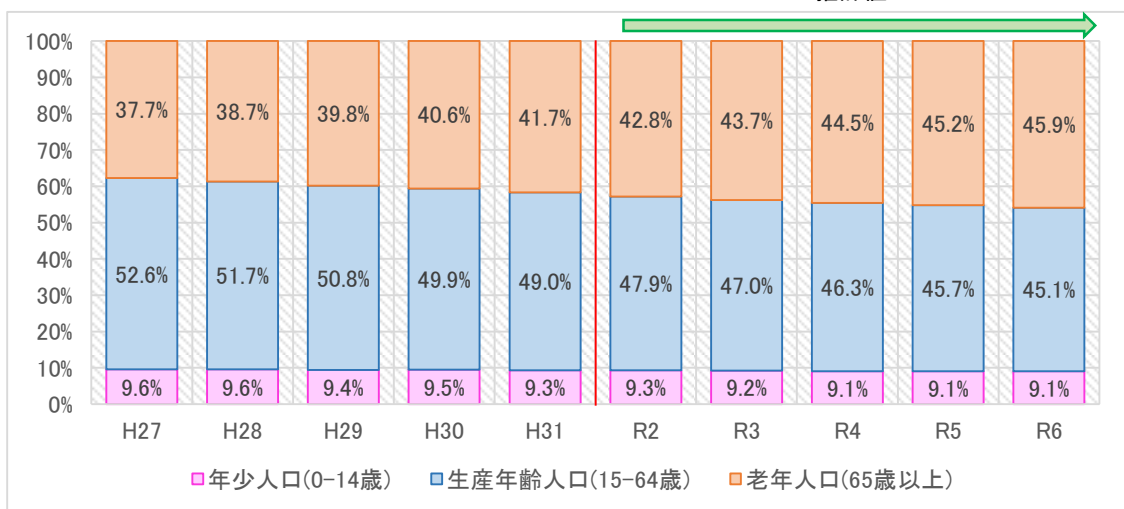
一方、老年人口（65歳以上）は、164人の減少にとどまり、全体の45.9%となる見込みです。

また、年少人口（0～14歳）は徐々に減少し、192人減少し、計画最終年の令和6年には1,182人、市全体の9.1%となる見込みです。

[本市の将来推計人口]



[年齢3区分人口割合の推計]



(注) コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

(10) 乳幼児及び児童人口の推計

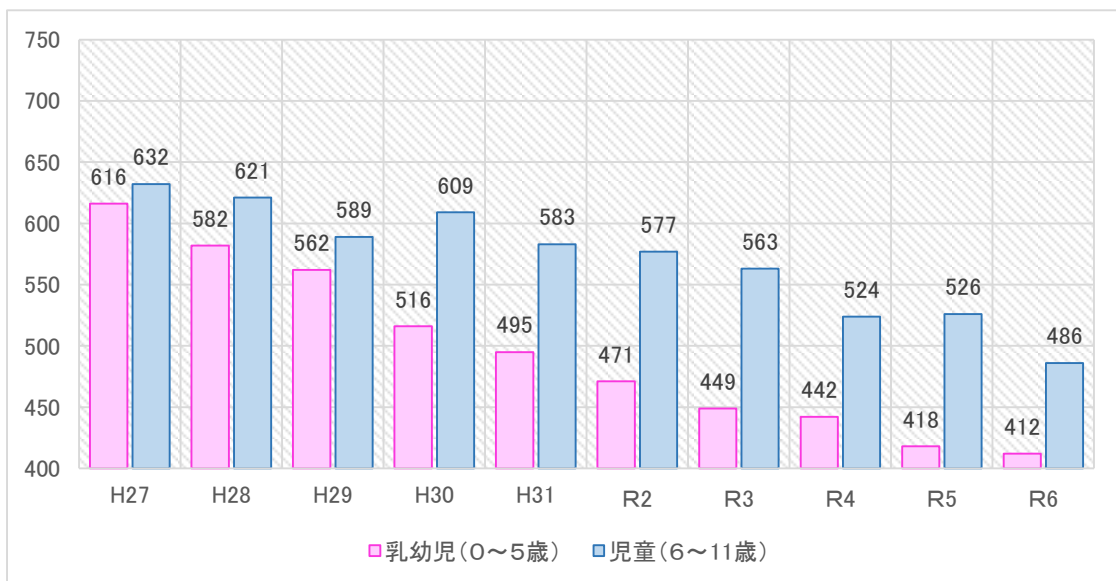
乳幼児（0～5歳）及び児童（6～11歳）の人口はともに減少し続けることが推測され、計画最終年である令和6年には900人を下回り、898人となる見込みです。

推計値

[乳幼児・児童に係る人口推計]

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
乳幼児	616	582	562	516	495	471	449	442	418	412
0歳	99	76	90	72	67	72	71	69	66	64
1歳	92	100	76	95	72	69	74	73	71	68
2歳	95	98	94	77	93	71	69	74	73	71
3歳	125	94	97	97	78	93	72	69	74	73
4歳	90	123	86	89	91	75	89	68	66	71
5歳	115	91	119	86	94	91	74	89	68	65
児童	632	621	589	609	583	577	563	524	526	486
6歳	104	111	86	110	88	92	89	73	87	67
7歳	102	103	110	87	109	88	92	88	72	87
8歳	109	99	101	109	83	107	86	90	87	71
9歳	96	108	95	101	109	83	107	86	90	87
10歳	110	92	108	95	99	108	82	106	85	89
11歳	111	108	89	107	95	99	107	81	105	85
合計	1,248	1,203	1,151	1,125	1,078	1,048	1,012	966	944	898

[乳幼児・児童人口の将来推計]



2 母子保健に関する状況

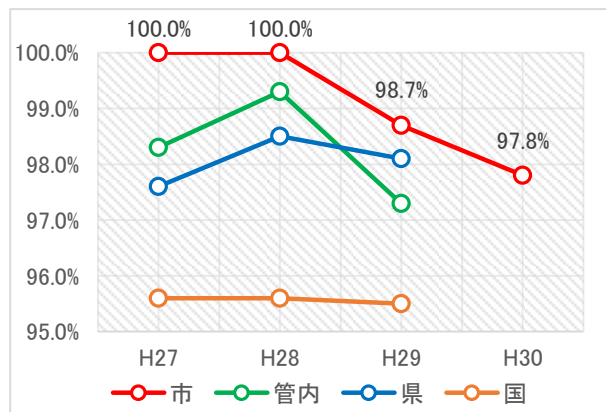
(1) 母子保健事業の状況

本市における母子保健事業の健康診査（以下「健診」という。）の受診状況と国・県・管内との比較は、以下のとおりとなっています。いずれの健診も国、県、管内と比較しても高い受診率で推移しています。

■ 3か月児健康診査

	H27	H28	H29	H30
市	100.0%	100.0%	98.7%	97.8%
管内	98.3%	99.3%	97.3%	—
県	97.6%	98.5%	98.1%	—
国	95.6%	95.6%	95.5%	—

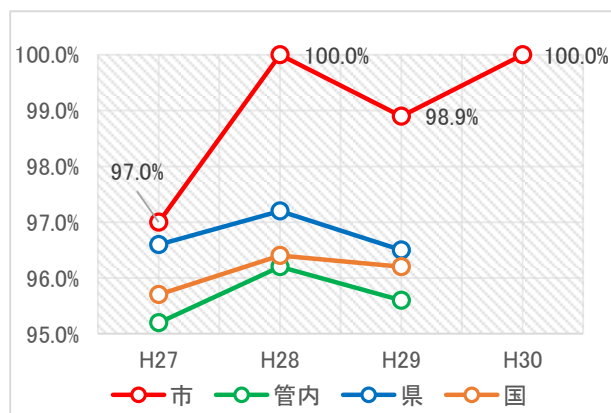
※ H30は、作成時点で管内、県、国の率が公表されていないため空欄とする。



■ 1歳6か月児健康診査

	H27	H28	H29	H30
市	97.0%	100.0%	98.9%	100.0%
管内	95.2%	96.2%	95.6%	—
県	96.6%	97.2%	96.5%	—
国	95.7%	96.4%	96.2%	—

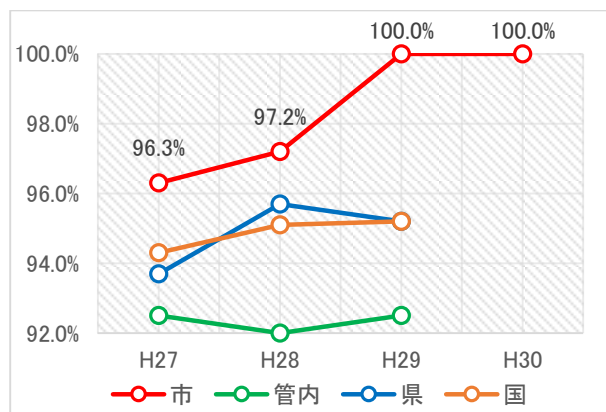
※ H30は、作成時点で管内、県、国の率が公表されていないため空欄とする。



■ 3歳児健康診査

	H27	H28	H29	H30
市	96.3%	97.2%	100.0%	100.0%
管内	92.5%	92.0%	92.5%	—
県	93.7%	95.7%	95.2%	—
国	94.3%	95.1%	95.2%	—

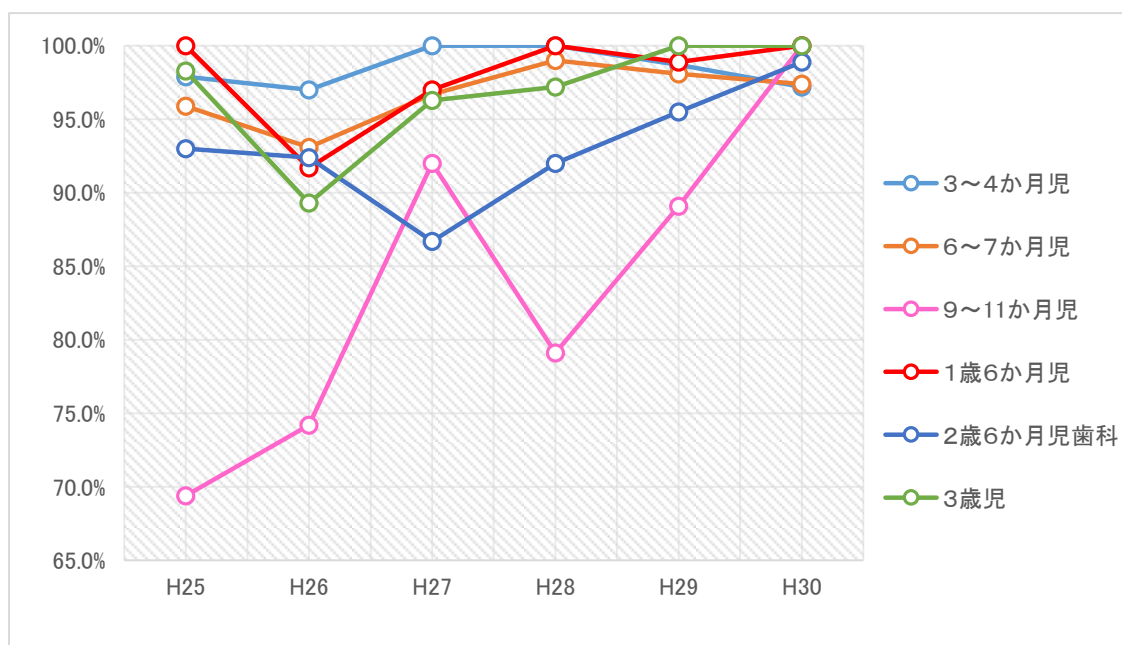
※ H30は、作成時点で管内、県、国の率が公表されていないため空欄とする。



(2) 本市で実施している母子関連の健診の状況

平成30年度の乳幼児健診の受診率は、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診が100.0%と高い受診率となっています。

[母子関連の健診の状況]



	H25	H26	H27	H28	H29	H30
3～4か月児	97.9%	97.0%	100.0%	100.0%	98.7%	97.2%
6～7か月児	95.9%	93.1%	96.7%	99.0%	98.1%	97.4%
9～11か月児	69.4%	74.2%	92.0%	79.1%	89.1%	100.0%
1歳6か月児	100.0%	91.7%	97.0%	100.0%	98.9%	100.0%
2歳6か月児歯科	93.0%	92.4%	86.7%	92.0%	95.5%	98.9%
3歳児	98.3%	89.3%	96.3%	97.2%	100.0%	100.0%

なお、本市の各乳幼児健診は原則的に保健課による集団健診により実施していますが、9～11か月児健診は、母子手帳交付時に配布している「健康診査受診票綴」の受診票を利用して、医療機関で受診することとなっています。

そのため、9～11か月児健診は、他の健診と比較すると平成30年度を除き、受診率が低くなっています。

一方、それ以外の健診では、健診会場において集団指導を行い、児童の成長に応じたテーマを設けて、健康講話の実施や、食生活改善推進員と共同で手軽に作れる簡単おやつを紹介を行う等、母子の健康づくりや食育に資する取組を同時に実施しています。

(3) 歯科健診によるむし歯有病率等の状況

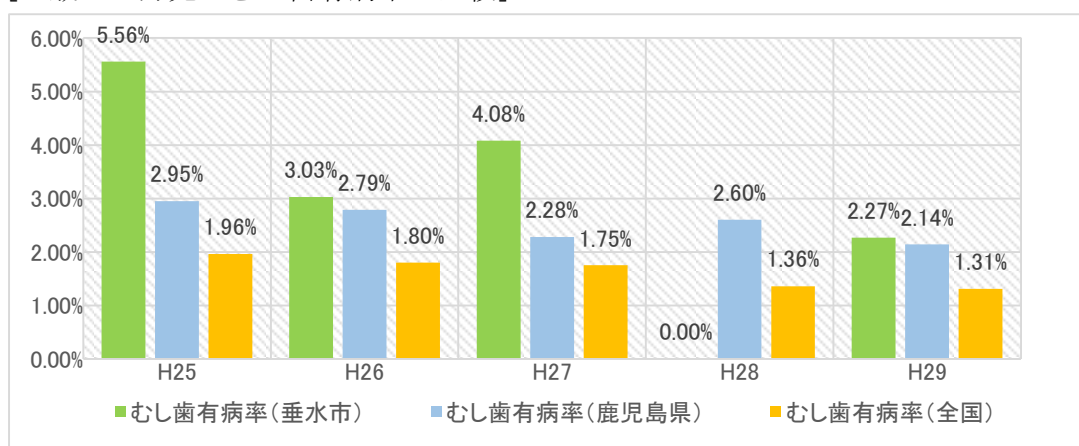
歯科健診では、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに、高い受診率で推移しています。一方で、1歳6か月児歯科健診時、3歳児歯科健診時のむし歯有病率は、国、県平均と比較しても高く、課題のひとつになっています。

そのため、妊娠期からの予防策としての妊婦歯科健診の実施や、乳児健診時における歯科衛生士による歯科保健指導の実施等の対策を行っています。

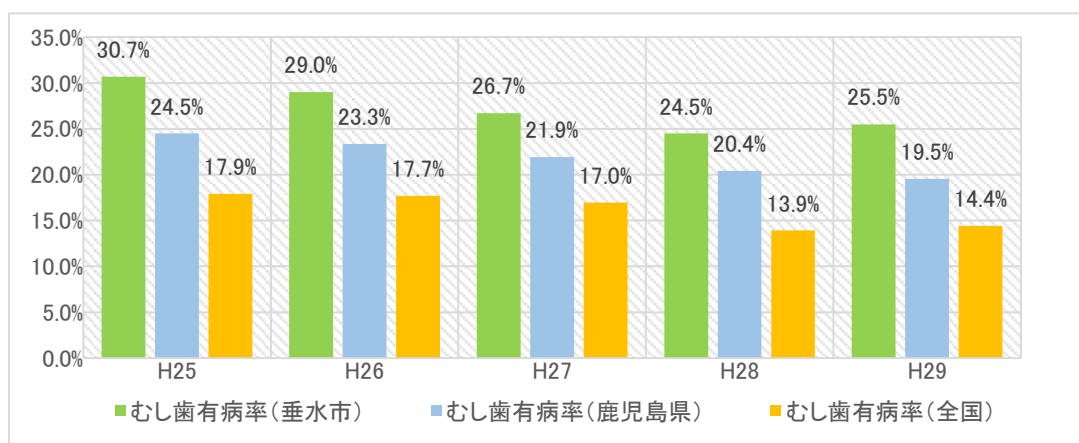
[歯科健診の状況]

		H25	H26	H27	H28	H29
1歳6か月児	本市の受診率	100.0%	91.7%	96.1%	95.6%	96.9%
	むし歯有病率（垂水市）	5.56%	3.03%	4.08%	0.00%	2.27%
	むし歯有病率（鹿児島県）	2.95%	2.79%	2.28%	2.60%	2.14%
	むし歯有病率（全国）	1.96%	1.80%	1.75%	1.36%	1.31%
	一人平均むし歯数（垂水市）	0.19	0.05	0.09	0.00	0.04
3歳児	本市の受診率	98.3%	89.3%	92.9%	96.2%	100.0%
	むし歯有病率（垂水市）	30.7%	29.0%	26.7%	24.5%	25.5%
	むし歯有病率（鹿児島県）	24.5%	23.3%	21.9%	20.4%	19.5%
	むし歯有病率（全国）	17.9%	17.7%	17.0%	13.9%	14.4%
	一人平均むし歯数（垂水市）	1.16	1.17	0.79	0.95	0.8

[1歳6か月児のむし歯有病率の比較]



[3歳児のむし歯有病率の比較]

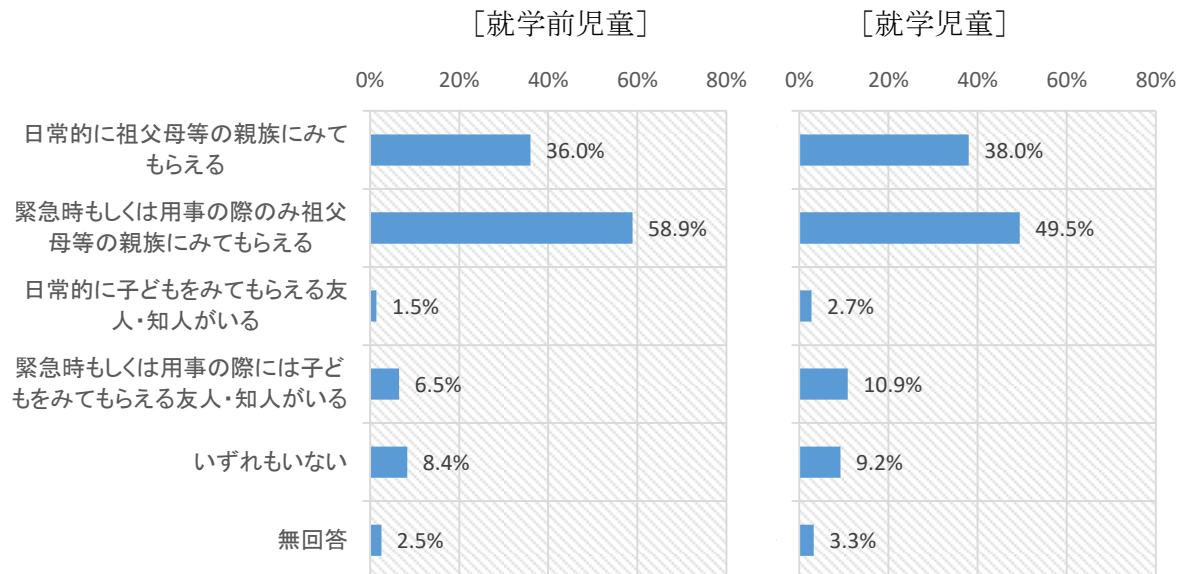


3 アンケート調査からみる本市の子育ての状況

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で58.9%、就学児童で49.5%となっています。

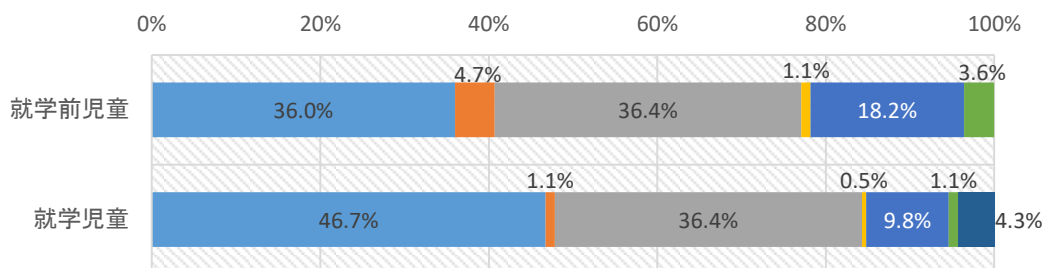
また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童、就学児童とも4割弱となっています。



(2) 保護者の就労状況について

母親の就労状況は、フルタイム、パート・アルバイトで就労及び産休・育休・介護休業中を合わせると、就学前児童で78.2%、就学児童で84.7%が就労しています。

[母親の就労状況]



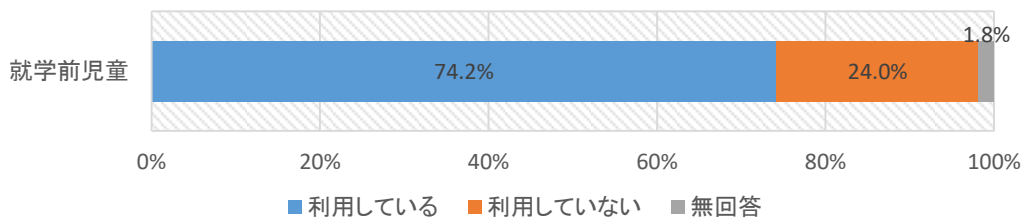
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

(3) 定期的な教育・保育事業の利用について

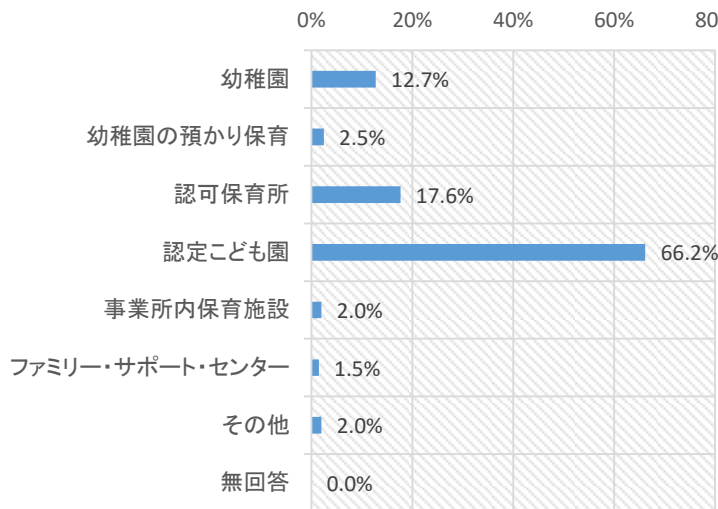
幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」について、「利用している」が74.2%となっています。また、定期的な教育・保育事業を利用している人が、現在利用している事業の内訳は、「認定こども園」が66.2%、「認可保育所」が17.6%、「幼稚園」が12.7%となっています。

また、今後、利用したい事業については、「認定こども園」が67.3%、「幼稚園」が28.7%、「認可保育所」が23.3%となっています。

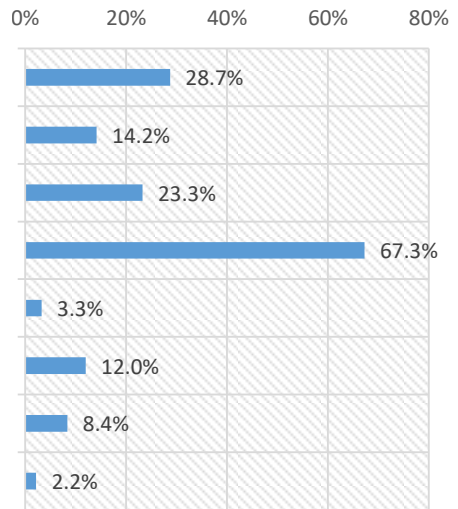
[定期的な教育・保育事業の利用状況]



[現在利用している事業]



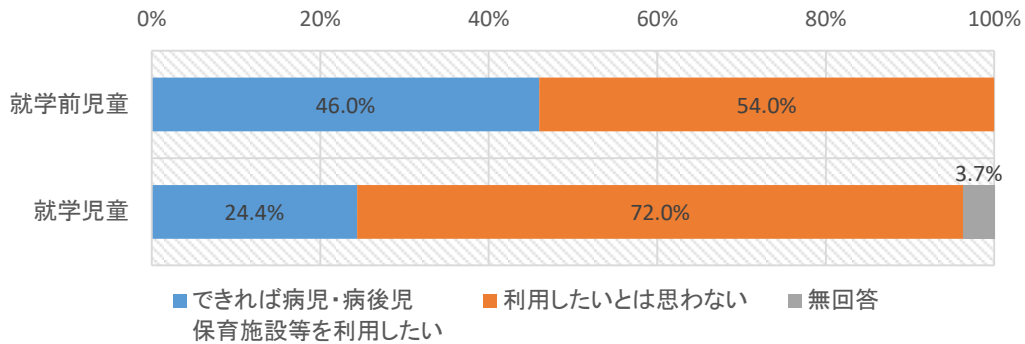
[今後、利用したい事業]



(4) 病児・病後児保育について

子どもが病気の際に、定期的にご利用している通常の事業が利用できなかった場合の対処について、就学前児童では、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」との回答が46.0%となっています。

[病児・病後児保育の利用意向]



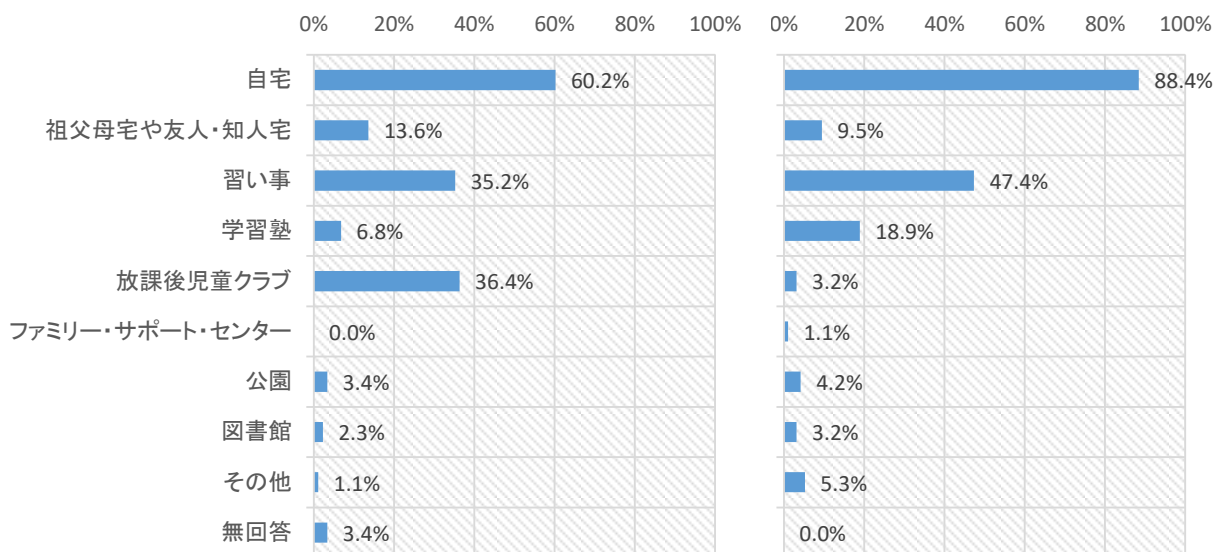
(5) 放課後（小学校終了後）の過ごし方について

小学校の放課後（小学校終了後）の過ごし方について、低学年のうちの希望として、「自宅」が60.2%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が36.4%、「習い事」が35.2%となっています。

高学年になってからの希望としては、低学年時と比べて、「放課後児童クラブ」の割合が低くなり、「習い事」や「学習塾」の割合が高くなっています。

[希望の過ごし方（低学年）]

[希望の過ごし方（高学年）]

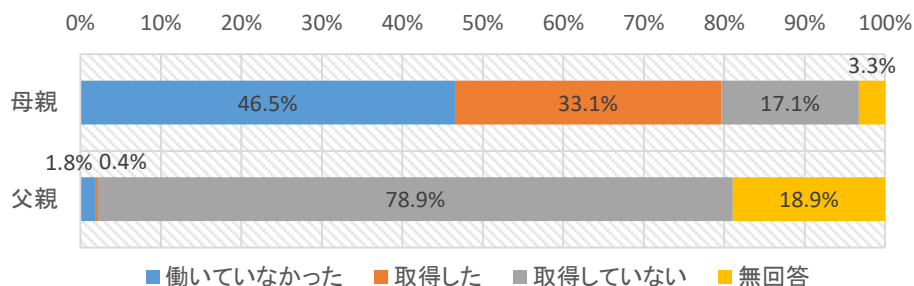


(6) 育児休業等、職場の両立支援制度について

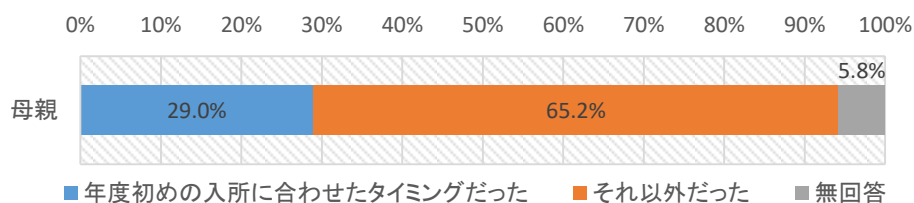
育児休業の取得状況について、母親では33.1%が「取得した」と回答しているのに対して、父親では0.4%とごくわずかとなっています。

母親の育児休業取得後の職場復帰のタイミングは、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が29.0%で、「それ以外だった」が65.2%となっています。

[育児休業の取得状況]



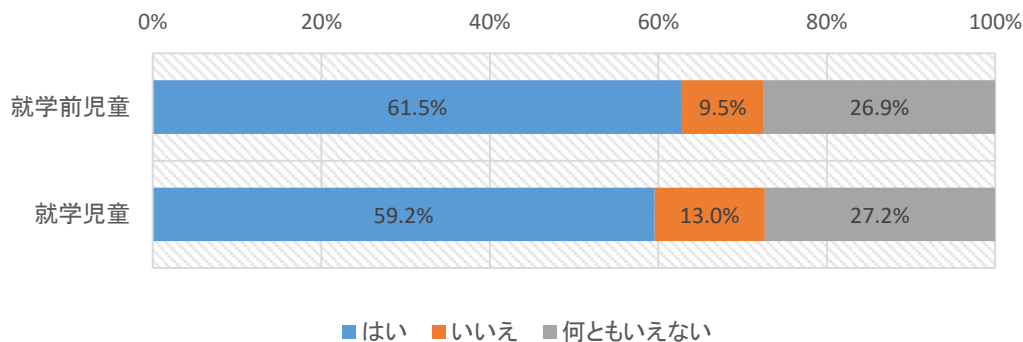
[育児休業取得後の職場復帰のタイミング]



(7) 余裕をもった子育てについて

ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間があるかについて、「いいえ」、「何ともいえない」と答えた人が、就学前児童、就学児童ともに4割程度いることがうかがえます。

[ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか]

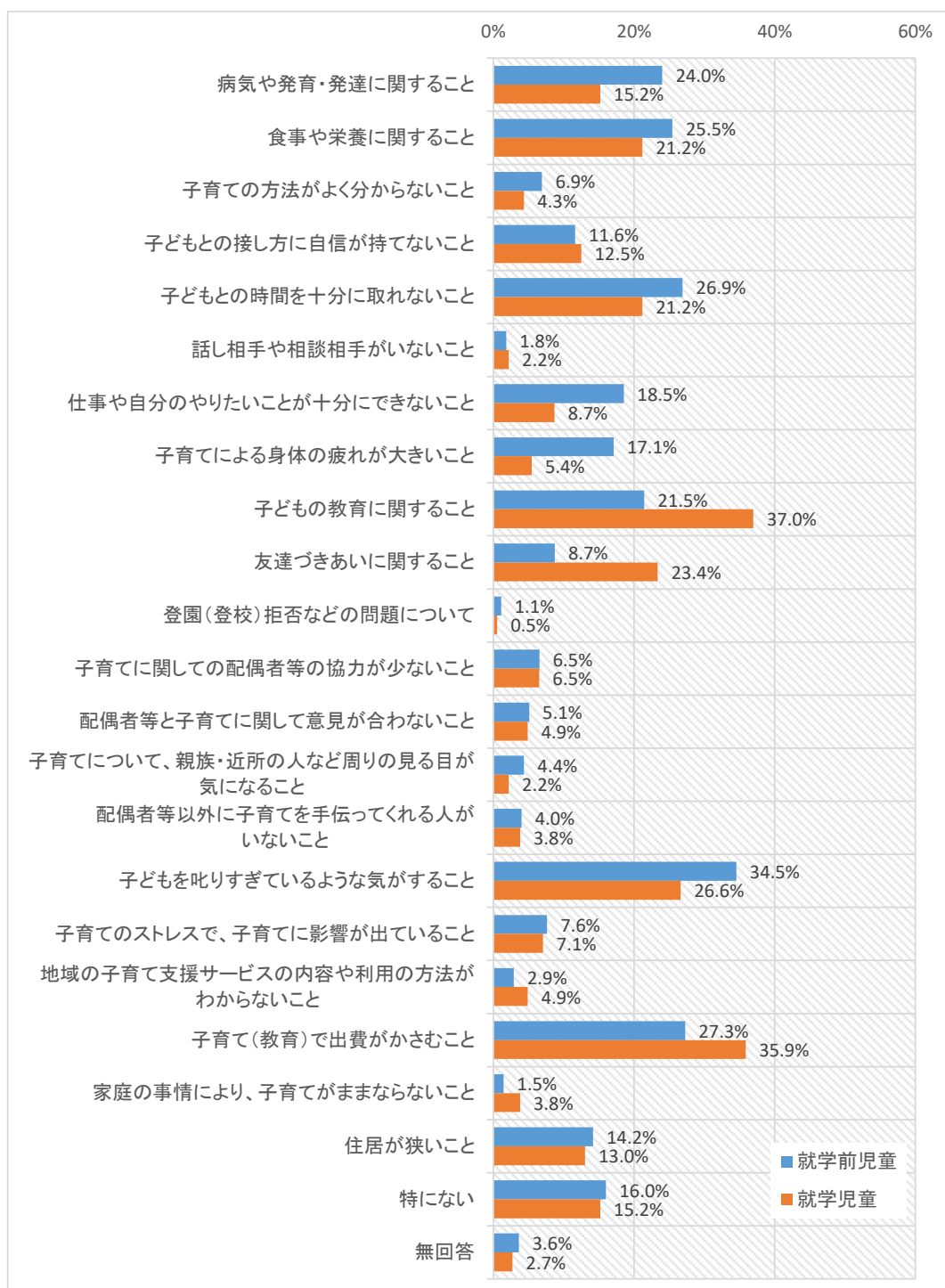


(8) 子育てに関して、日常悩んでいることについて

子育てに関して日常悩んでいることについて、就学前児童をもつ保護者では、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが34.5%と最も多く、次いで「子育て(教育)で出費がかさむこと」が27.3%、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が26.9%となっています。

一方、就学児童をもつ保護者では、「子どもの教育に関すること」が37.0%と最も多く、次いで「子育て(教育)で出費がかさむこと」が35.9%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが26.6%となっています。

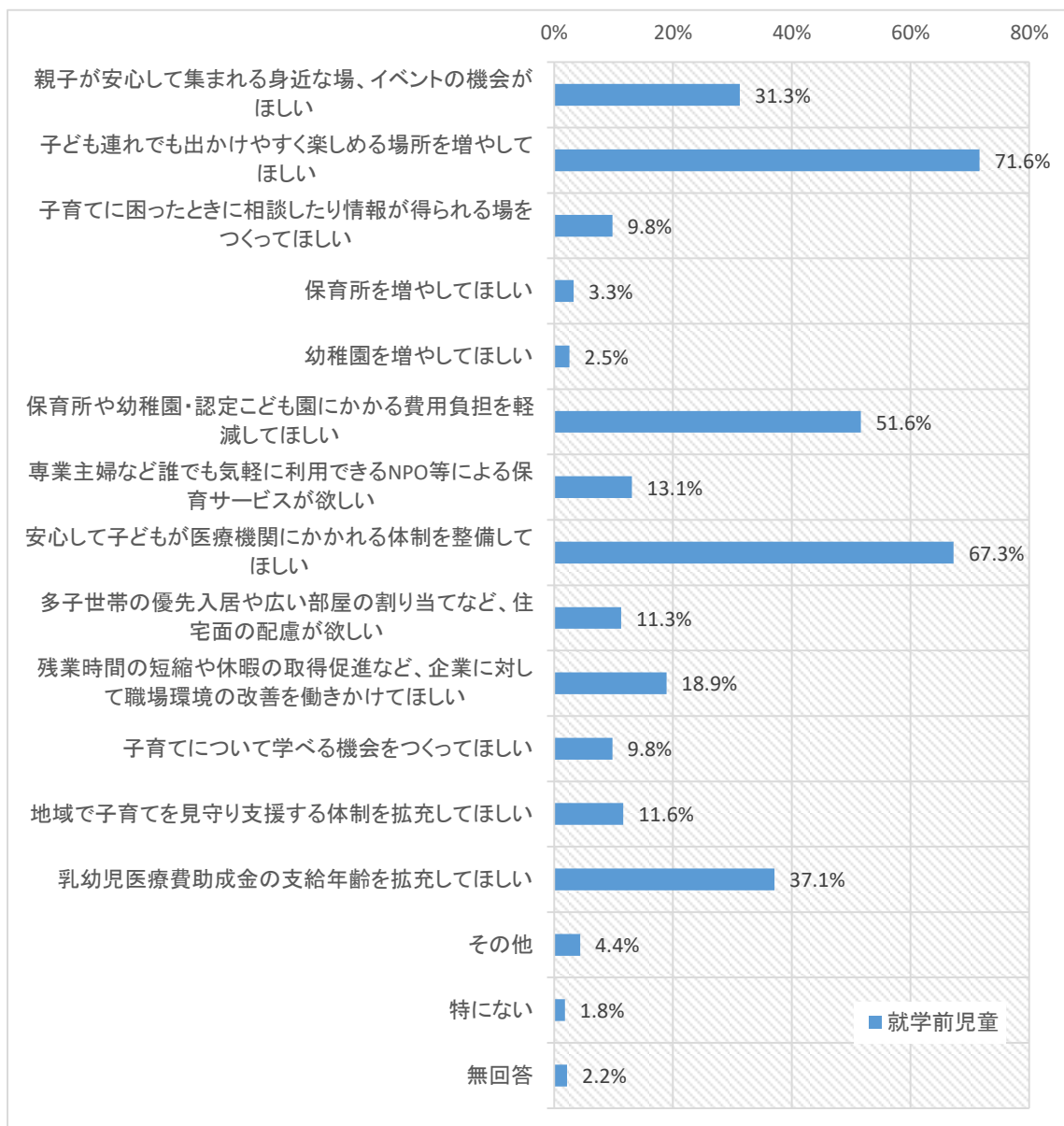
[子育てに関して、日常悩んでいること]



(9) 子育て環境の充実のために市に期待する施策

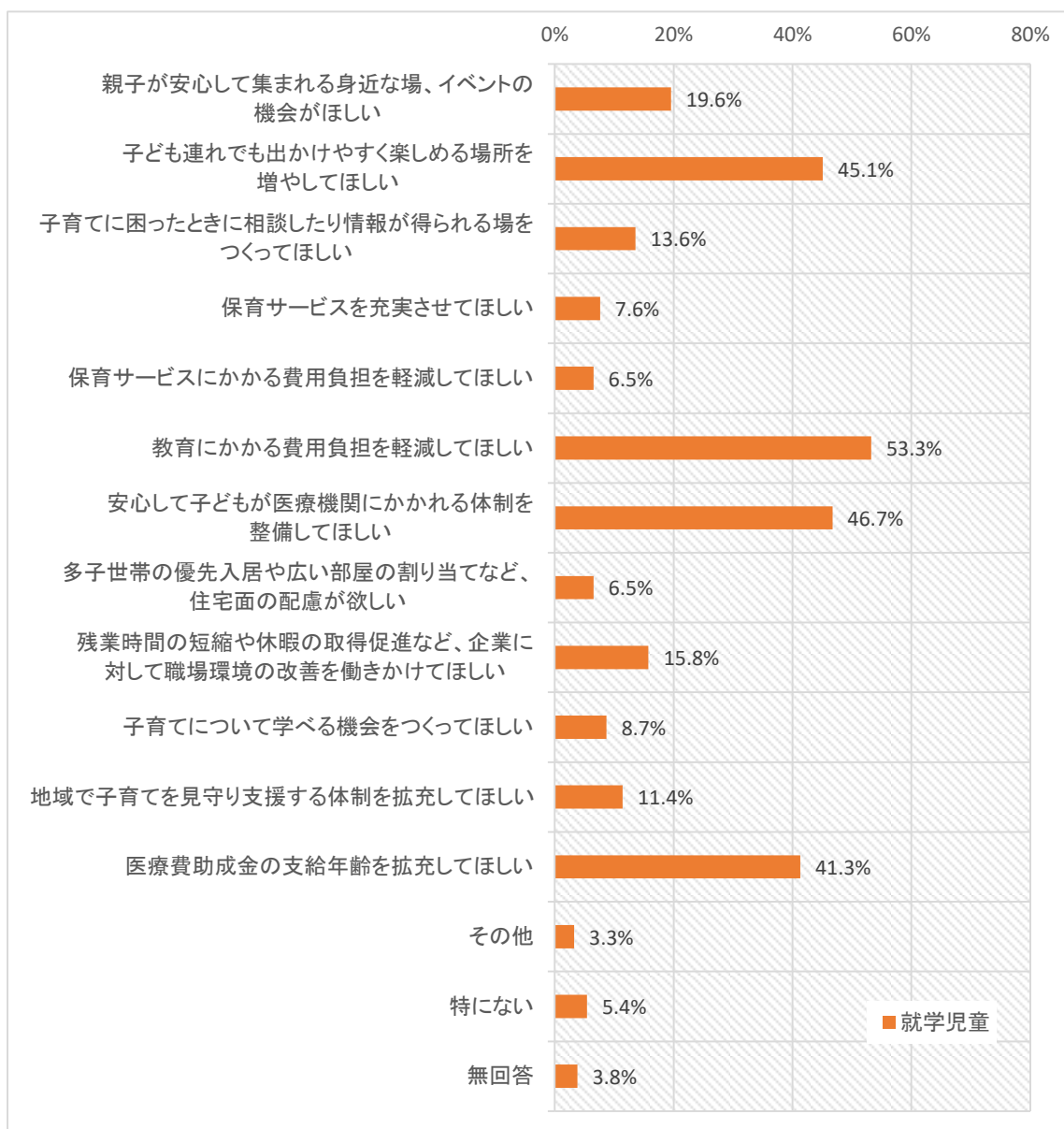
子育て環境の充実のために市に期待する施策について、就学前児童をもつ保護者では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が71.6%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が67.3%、「保育所や幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」が51.6%となっています。

[子育て環境の充実のために市に期待する施策（就学前児童）]



一方、就学児童をもつ保護者では、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が53.3%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が46.7%、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が45.1%となっています。

[子育て環境の充実のために市に期待する施策（就学児童）]



4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価（実績）

第1期計画では、国の『子ども・子育て支援法』に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の方策を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

第1期計画期間中における事業ごとの評価（実績）は以下のとおりです。

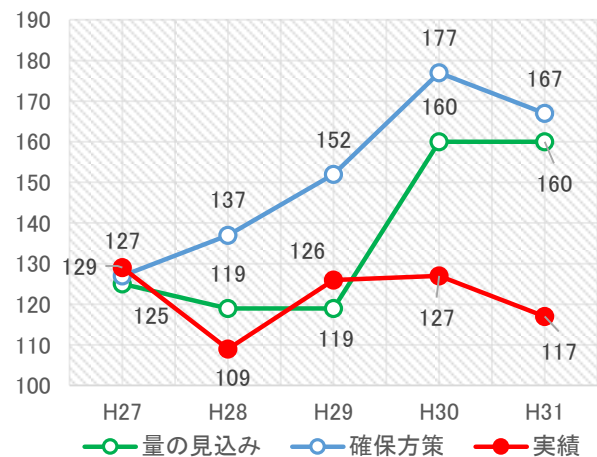
(1) 教育・保育

認定こども園	保育所	幼稚園
さざなみ保育園	慈恩保育園	江ノ島幼稚園
認定水之上こども園	西宝寺保育園	
新城こども園		
和光保育園		
カトリック垂水幼稚園		

① 1号認定（満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども）

第1期計画期間中、平成27年度にカトリック垂水幼稚園と和光保育園、平成29年度に新城こども園、平成30年度に水之上保育園、さざなみ保育園が認定こども園に移行しました。

このことから、平成30年度に向けた計画の中間見直しにおいて、1号認定の量の見込み及び確保方策を増加の方向で見直したところですが、平成30年度の量の見込み及び確保方策に対し、実績は大きく下回り、定員割れが生じています。



（単位：人）

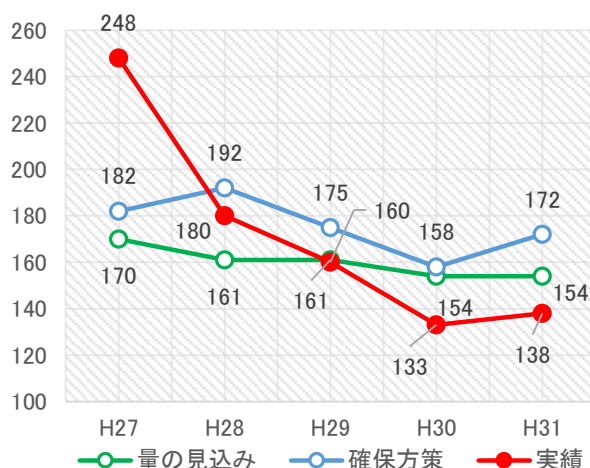
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	125	119	119	160	160
確保方策	127	137	152	177	167
実績	129	109	126	127	117

※ 実績は、毎年4月1日現在

② 2号認定（満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども）

認定こども園への移行に伴い、2号認定の利用児童数は、平成27年から平成28年にかけて大きく減少しました。

平成29年度の計画の中間見直しにおいて、平成30年度以降の量の見込み及び確保方策を減少させましたが、実績は見込み以上に減少しました。



(単位:人)

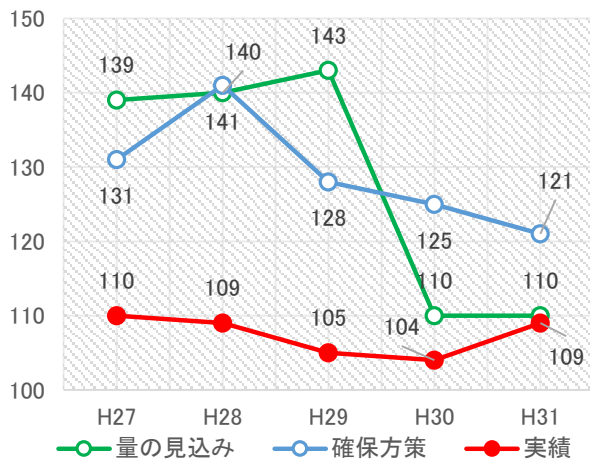
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	170	161	161	154	154
確保方策	182	192	175	158	172
実績	248	180	160	133	138

※ 実績は、毎年4月1日現在

③ 3号認定（満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども）

平成27年度から平成29年度は、量の見込み及び確保方策に対し利用実績が大きく下回ったことから、平成29年度の計画の中間見直しにおいて、量の見込み及び確保方策を減少させました。

乳幼児の人口は減少している中で、利用児童は一定の水準で推移しています。



(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	139	140	143	110	110
確保方策	131	141	128	125	121
実績	110	109	105	104	109

※ 実績は、毎年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

第1期計画策定時には未実施であったことから、計画期間中に策定に向けて検討していくこととし、量の見込み、確保方策の設定はしていませんでしたが、平成27年度に子育て支援センターを拠点に事業を実施することができました。

(単位:か所)

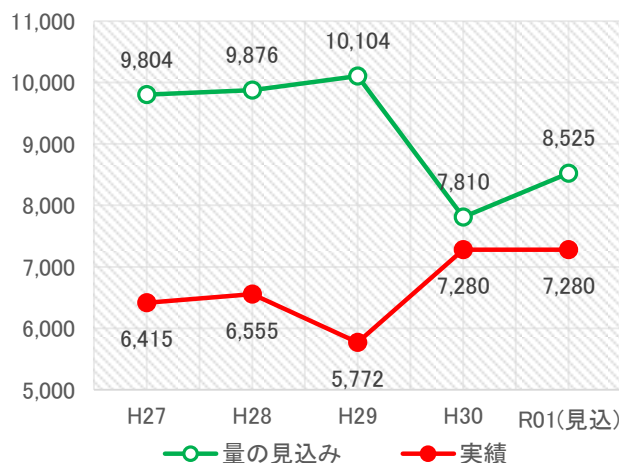
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—
実績	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、子育て支援センターで、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を行う事業です。

計画策定時の見込みに対し、利用実績が大きく乖離していたため、平成29年度の間見直しにおいて、平成30年度から量の見込みの見直しを行いました。

また、平成30年度から事業を整理し、機能拡充を行うとともに、利用者からのニーズを反映して事業展開に取り組んだ結果、平成30年度は利用者が大きく増加しました。



(単位:人回)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	9,804	9,876	10,104	7,810	8,525
実績	6,415	6,555	5,772	7,280	7,280

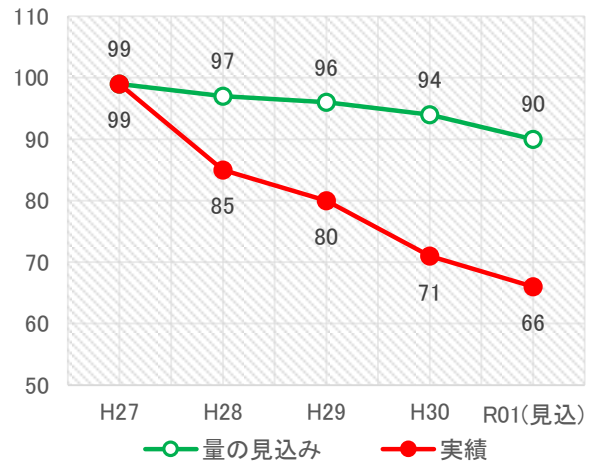
※ 量の見込み、実績は、年間延べ利用者数

※ 令和元年度の実績は見込み

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦数の減少に伴い、平成28年度以降は量の見込みに対し、実績が大きく下回っています。



(単位:人)

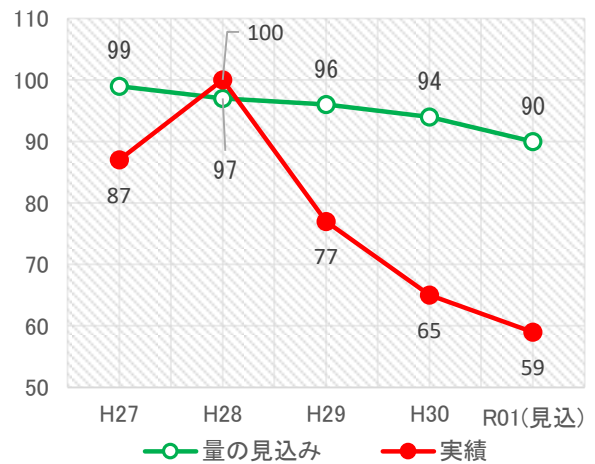
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	99	97	96	94	90
実績	99	85	80	71	66

※ 令和元年度の実績は見込み

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

出生者数の減少に伴い、実績は、毎年減少しており、量の見込みとの乖離が大きくなってきています。



(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	99	97	96	94	90
実績	87	100	77	65	59

※ 令和元年度の実績は見込み

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健康診査等の事業で補い対応していることから、養育支援訪問事業としての実績はありませんでした。

(単位:人)

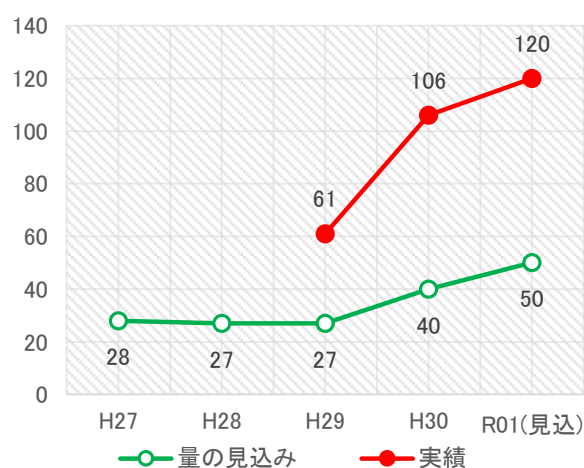
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	30	30	30	30	30
実績	—	—	—	—	—

⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本事業の運営は、平成29年度から社会福祉協議会に委託しています。

周知活動により本サービスが市民に認識され、実績は量の見込みを大幅に上回り、会員数及び利用件数は増加しています。



(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	28	27	27	40	50
実績	—	—	61	106	120

※ 量の見込み、実績は、提供会員、利用会員、両方会員の合計

※ 令和元年度の実績は見込み

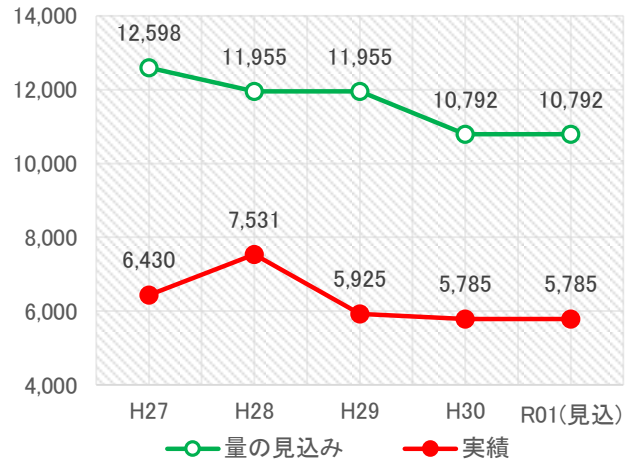


⑦ 一時預かり事業

ア 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園等の在園児を対象に幼稚園等における通常の教育時間外に幼稚園等内で園児を保育する事業です。

計画期間中の量の見込みに対し、実績は半数程度で推移しました。



(単位:人日)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	12,598	11,955	11,955	10,792	10,792
実績	6,430	7,531	5,925	5,785	5,785

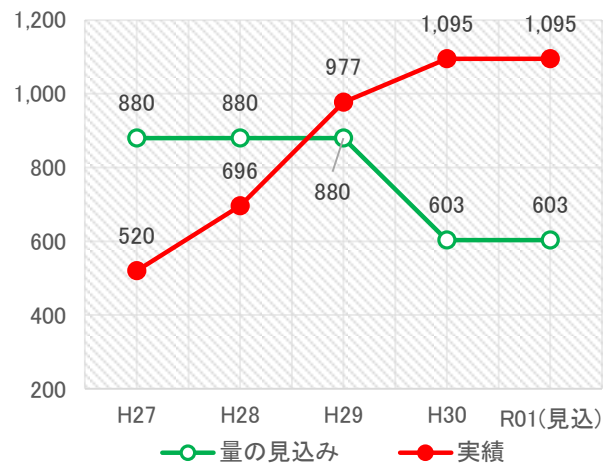
※ 量の見込み、実績は、年間延べ利用者数

※ 令和元年度の実績は見込み

イ 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（保育所等を利用していない乳幼児）について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

平成27年度から29年度にかけて利用者は増加し、以後は安定した利用が続いています。



(単位:人日)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	880	880	880	603	603
実績	520	696	977	1,095	1,095

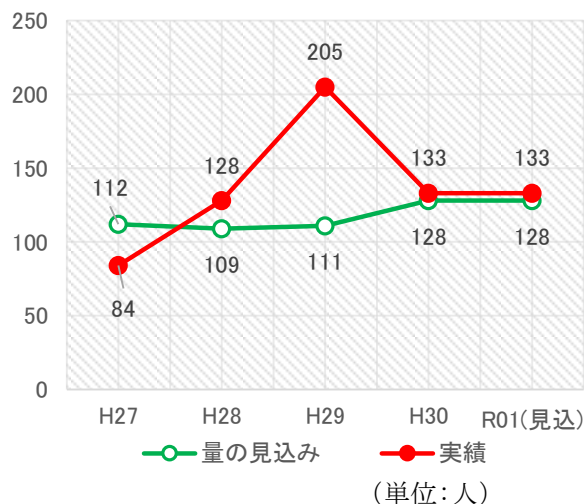
※ 量の見込み、実績は、年間延べ利用者数

※ 令和元年度の実績は見込み

⑧ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

保護者のニーズにより増減は生じますが、平成27年度から29年度にかけて利用者数は上昇し、平成30年度は量の見込みと同程度の利用となっています。



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	112	109	111	128	128
実績	84	128	205	133	133

※ 量の見込み、実績は、年間実利用者数

※ 令和元年度の実績は見込み

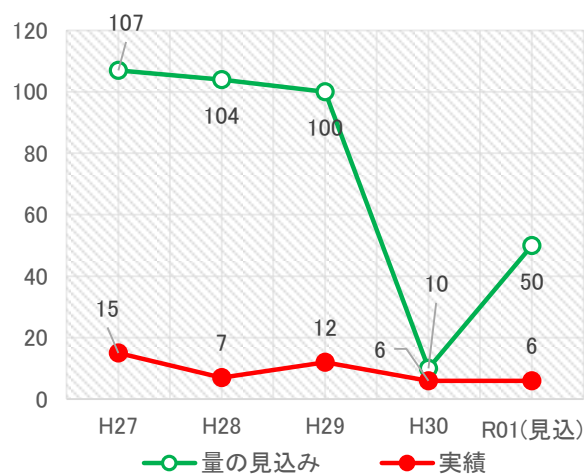
⑨ 病児・病後児保育事業

児童が病期中又は病気回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市には対象施設が無く、市外の施設を利用していることから、第1期計画期間中に市内での事業創設を検討することとし、量の見込みを設定しましたが、設置に至らず、見通しが立たない状況にありました。

このことから、平成29年度の間見直しにおいて、量の見込みを大幅に見直したところです。

利用者については、現在も市外の施設を利用している状況となっています。



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	107	104	100	10	50
実績	15	7	12	6	6

※ 量の見込み、実績は、年間延べ利用者数

※ 令和元年度の実績は見込み

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

第1期計画期間中は、平成28年に対象児童を小学3年生から6年生に引き上げたほか、『垂水児童クラブ』を利用児童数の増加から、『第1垂水児童クラブ』と『第2垂水児童クラブ』に分けました。

平成30年度には保護者のニーズを踏まえ、柘原・新城校区に『さざなみ学童クラブ』を、協和校区に『協和児童クラブ』を開設しました。

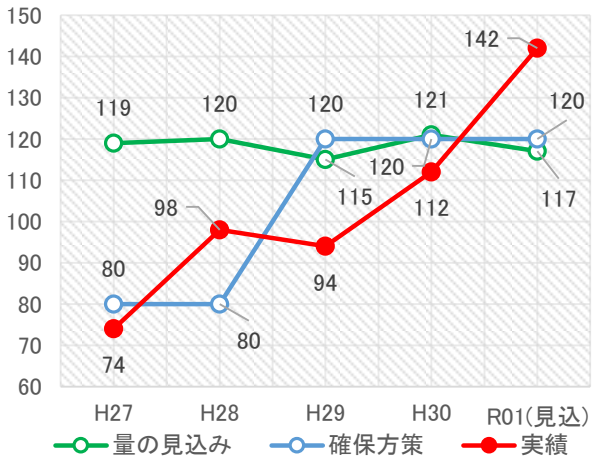
住民からのニーズも高く、利用児童数は、年々増加傾向にあります。

(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	119	120	115	121	117
確保方策	80	80	120	120	120
実績	74	98	94	112	142

※ 量の見込み、確保方策、実績は、登録児童数

※ 令和元年度の実績は7月末現在の登録児童数



■本市に所在する放課後児童クラブ

児童クラブ名	委託先	定員
第1垂水児童クラブ	垂水児童クラブ運営委員会	45人
第2垂水児童クラブ	垂水児童クラブ運営委員会	35人
水之上児童クラブ	垂水市シルバー人材センター	20人
さざなみ学童クラブ	社会福祉法人さざなみ福祉会	40人
協和児童クラブ	垂水市シルバー人材センター	36人



第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念（目指す将来像）

子どもも親も 心豊かに育ち 地域で育む子育てネットワークのまち垂水

2 基本理念を構成する6つの視点

第2期垂水市子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、次の6つの視点に基づき策定することとします。

子どもの視点

子どもは、将来にあらゆる可能性を秘め、次代を担う宝であるという認識のもと、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援、経済的負担軽減等の取組だけでなく、子育てによる孤立等の要因から、児童虐待や引きこもりに至ることを防止するために、全ての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を進めます。

地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは、地域社会の一員でもあります。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ、地域社会全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図る必要があることから、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組を進めます。

サービス利用者の視点

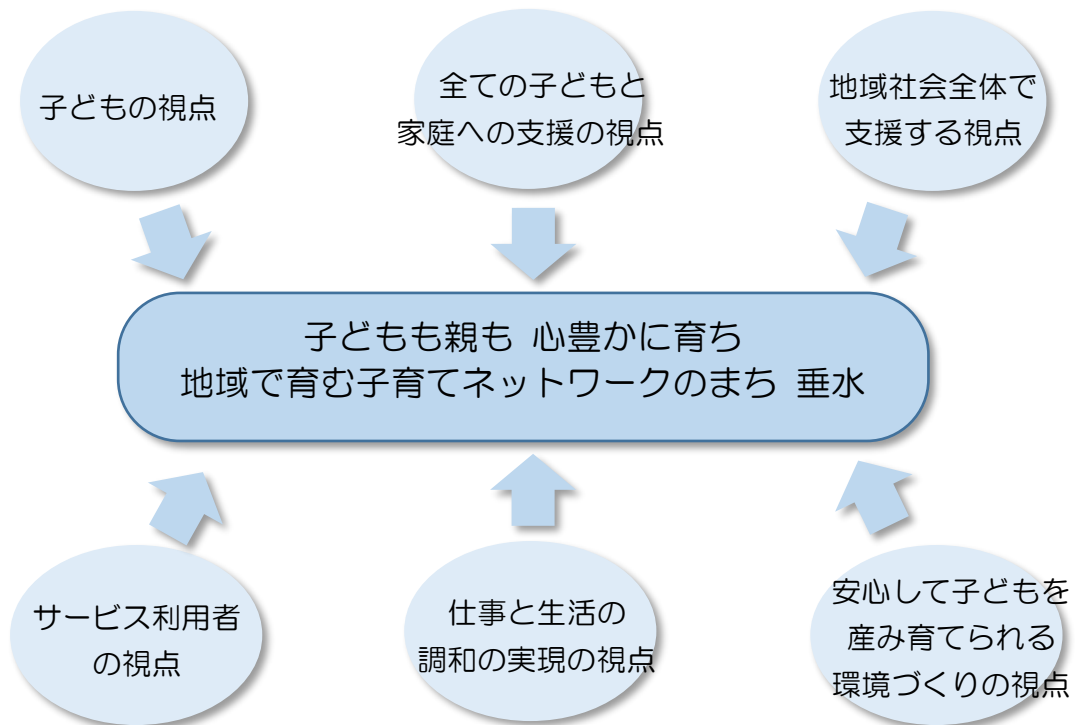
多様化する子育て支援サービスのニーズに対応し、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するため、子育て支援に関わる人材の資質の向上に努め、また、サービスの質の評価を実施し、改善を図る等、利用者の視点に立った取組を進めます。

仕事と生活の調和の実現の視点

『ワーク・ライフ・バランス』を実現するために、子育ては、男女が協力し合うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組を進めます。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの視点

出産に対する不安や育児に対する不安を少しでも解消できるよう、また、乳幼児が健康やかに成長できるように、各種健診や相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの視点に立った取組を進めます。



3 基本目標

(1) 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

- 保護者の希望を十分にふまえ、保育を必要とする子どもが保育を利用できるような体制づくり、安心して子どもを預けやすい環境づくりを子育て支援の重要な柱と位置づけ、保育の「質」の向上に努めます。
- 子育て家庭を取り巻く状況や、子育てに関する価値観が多様化しており、子育て支援へのニーズも多様化しています。保護者の利用希望をふまえた多様な保育サービスの充実を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを保育所等へ預けやすい環境づくりを図るため、市独自の利用料の負担軽減に努めます。

(2) 地域における子育て力を育む基盤づくり

- 子育て支援拠点の充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における各種子育て支援サービス等の充実を図ります。
- 多種・多様化する保護者の育児に対する悩み・相談に対応するため、相談支援体制の充実を図り、加えて妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行える体制づくりに努めます。
- 『仕事と子育ての両立支援』は、子育て支援策の重点施策として位置づけ、仕事をしながら安心して子どもを預けることができる環境づくりに努めます。
- 本市で子どもを産み育てやすい環境づくりに資するため、引き続き、子育て世帯に対する『経済的支援』の充実に努めます。
- ひとり親家庭の児童の健全な育成と生活基盤の安定、自立が確保できるよう、就業支援の充実に努めます。

(3) 安心して産み育てやすい環境づくり

- 安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期、乳児期において関係機関と連携した切れ目のない支援に努めます。
- 思春期等における健康教室等を通じて、性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等、講演会や啓発活動を実施し、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。
- 乳幼児健康診査や教室等を通じて、食に関する知識の普及と生活習慣の確立に向けた取組に努めます。



(4) 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり

- 次代の親のあり方の視点から、児童に対し、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さ等についての理解促進を図るため、学習機会の提供に努めます。
- 地域社会全体で子どもを育てるために、子どもの居場所づくりや、ボランティア活動また、異世代交流等を通して子どもの健全育成に努めます。
- 豊かな感性や体力を育むため、芸術や文化、スポーツに関する様々な体験の機会の提供や、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育の実施に努めます。

(5) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

- 障害児が地域で継続して切れ目のない支援を受けることができるよう、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、適切な支援体制の整備に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めるとともに、保育所等や学校からの情報を収集し、児童相談所、警察、関係機関等との連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応等、支援が必要な子ども及び家庭へ支援の体制づくりに努めます。
- 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭の子ども将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、教育の機会均等を図り、子どもの貧困に対する支援に努めます。

(6) 子育てを支援する生活環境づくり

- 子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備等、子育てに配慮したまちづくりを推進します。
- 子どもたちの安全性に配慮した道路交通環境の整備や交通安全教室の啓発活動に努めます。
- 施設のバリアフリー化や、おむつ替えがしやすいトイレの設置等、妊産婦や乳幼児連れの人の利用に配慮した環境整備に努めます。
- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるために、防犯灯や緊急通報装置等の防犯設備の整備に努めます。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、地域、学校及び家庭等との連携を図り、教育・啓発活動に努めます。



4 施策の体系

基本理念

子どもも親も

心豊かに育ち

地域で育む子育てネットワークのまち

垂水

基本目標	施策の展開
1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 質の高い教育・保育の充実 ② 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ③ 幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減
2 地域における子育て力を育む基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 子育てに関する相談支援体制の充実 ③ 仕事と子育ての両立支援 ④ 経済的な支援の充実 ⑤ ひとり親家庭の自立支援
3 安心して産み育てやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ③ 食育の推進 ④ 小児医療の充実
4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 次代の親の育成 ② 子どもの健全育成 ③ 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進 ④ 家庭や地域の教育力の向上
5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害児施策の充実 ② 児童虐待防止対策の充実 ③ 子どもの貧困対策
6 子育てを支援する生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 良質な住宅の提供 ② 安全な道路交通環境の整備 ③ 安心して外出できる環境の整備 ④ 安心・安全なまちづくりの推進 ⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第4章 施策の展開

1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

(1) 質の高い教育・保育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育・保育ニーズは多様化しており、保護者の視点に立った幼児期の教育・保育や子育て支援事業の提供体制や提供内容の充実が求められています。

本市においても、保護者が安心して子どもを保育所、認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」という。）に預けることができ、また、子どもたちが安心・安全に保育所等で過ごすことができるよう、施設の支援体制の充実を図ってきました。

第2期計画中においても、市内保育所等との連携を密にし、引き続き質の高い教育・保育の充実を目指していくこととします。

【施策の方向】

- 子ども・子育て支援法及び垂水市特定教育・保育施設等指導要綱に基づき、保育所等を対象に必要な集団指導や実地指導を行い、安全・安心で質の高い教育・保育環境の充実を図り、また、施設型給付費及び施設等利用給付費の適正化に努めます。
- 保育所等から施設の増改築等の意向があった場合、その必要性、計画性を整理し、関係各課と協議の上、保育環境の整備に努めることとします。
- 保育所等から、保育所等業務効率化推進事業の導入について意向があった場合、事業の導入を支援し、積極的に保育士の業務の負担軽減に努めていくこととします。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	垂水市特定教育・保育施設等指導事業	法令等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施するもの。	福祉課
2	保育施設整備事業	保育所等の意向を的確に捉え、必要性和優先順位を考慮した上で必要な経費の一部を補助することにより、保育環境の整備に努めるもの。	福祉課
3	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	書類作成等の業務について、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な経費の一部を補助することにより、保育士の業務負担を軽減するもの。	福祉課
4	保育所等における事故防止推進事業	ビデオカメラの設置に必要な経費の一部を補助することにより、事故防止や事故後の検証の体制強化を図るもの。	福祉課

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

【現状と課題】

保護者の就労形態の多様化に伴い、幼児期の教育・保育ニーズも多様化しています。第1期計画期間中は、保護者の利用ニーズを踏まえ、延長保育事業、一時預かり事業、障害児保育事業等（以下「特別保育事業」という。）の拡充を行い、保護者が子どもを保育所等に預けやすい環境づくりに取り組んできました。

その結果として、特別保育事業の利用者は年々増加傾向にあります。一方で病児・病後児保育施設の設置に至っていないという課題があります。

アンケート調査においても病児・病後児保育施設の設置を求める声は、未就学児の場合、46.0%とニーズが高いことから、市としても最優先課題として位置づけています。

第2期についても、引き続き、保護者のニーズを的確に把握しながら、特別保育事業の拡充に努めていくこととし、病児・病後児保育施設の設置についても最優先課題として、早期設置に向けた検討を進めていくこととします。

また、アンケート調査において夜間保育のニーズが11.3%、休日保育のニーズが25.8%あることから、必要性について検討していくこととします。

【施策の方向】

- 引き続き、保護者のニーズを踏まえ、特別保育事業の充実に努めます。
- 住民アンケートの意向に基づき、早い段階で病児・病後児保育施設の設置に努めることとします。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	延長保育事業	通常の利用時間帯以外において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
2	一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
3	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児の保育の推進を図るもの。	福祉課
4	保育所等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育所等地域活動を、地域に開かれた保育所等の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図るもの。	福祉課

NO.	事業名	事業概要	担当課
5	預かり保育事業	教育認定の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等に一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
6	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等で一時的に保育するもの。	福祉課

(3) 幼児期の教育・保育に係る経済的負担の軽減

【現状と課題】

第1期計画期間中において、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子どもを保育所等へ預けやすい環境づくりを図るため、市独自の利用料の負担軽減に努めてきました。

令和元年10月から幼児教育・保育無償化制度に伴い、所得に関係なく3歳児～5歳児の保育料は無償となりましたが、0歳児～2歳児の課税世帯に属する子どもについては無償化の対象とならないことから、引き続き保育料の負担軽減策に取り組んでいきます。

【施策の方向】

- 国の幼児教育・保育の無償化制度の対象とならない子どもの利用料の負担軽減策に努めます。
- 実費徴収による補足給付事業等、保育所等に係る利用料以外の経済的な負担軽減についても、国や他市の動向を注視しながら積極的に検討していくこととします。
- 引き続き病児・病後児保育事業及び多子世帯の保育料の軽減に努めていくこととします。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	保育料負担軽減事業	保育所等の保育料について、子育て支援を推進するため、保育料を見直し、保護者の負担軽減を図るもの。	福祉課
2	病児・病後児保育事業利用助成金	病後児保育を利用した保護者に対して助成金を支給するもの。	福祉課
3	多子世帯保育料軽減事業	18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の保育料を軽減するもの。	福祉課
4	実費徴収による補足給付事業	保育所等を利用する保護者が支払うべき実費徴収（副食材料費や日用品、文房具等）にかかる費用の一部を補助するもの。	福祉課 学校教育課

2 地域における子育て力を育む基盤づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行により、人との交流が希薄になり、子育てに関して身近に相談できる人、協力してもらえる人も少なくなり、育児の孤立感や不安感を抱える保護者が増えつつあります。

本市では、子育てに関する保護者の不安を解消するため、垂水市子育て支援センターを『子育て支援拠点』として位置付け、子ども同士、親同士の『交流の場』としてイベント等、積極的に活動しています。

特に平成30年度からは、子育て支援センターの機能強化・充実を図ることを目的に、従前の『交流の場』の機能に加え、研修等を通じ子育ての知識を深めるための『学びの場』、リフレッシュ体操等の『活動の場』、個別相談による『支援の場』としての事業を積極的に展開しています。

アンケート調査によると、子育て支援センターの利用時間の延長や、土日の利用を求めるニーズがあることから、今後の課題として検討していく必要があります。

また、平成29年度から新たに開始したファミリー・サポート・センター事業は、事業の認知度が進み、会員数は増加し、比例して援助活動も年々増加傾向にあります。利用拡大が期待できる事業であることから、引き続き、周知活動に努めていくこととします。

【施策の方向】

- 引き続き、子育て支援センターの利用者のニーズを的確に捉え、必要な研修や活動、子育てサークル等の支援に積極的に取り組んでいくこととします。また、併せて子育て支援センターの時間延長や土日の利用についても検討を進めていくこととします。
- ファミリー・サポート・センター事業により会員同士が気軽に援助活動ができるよう、周知活動に努めるとともに、援助活動中の事故が無いよう、引き続き、研修等にも努めていくこととします。
- ファミリー・サポート・センター事業の周知、利用促進等を図るため、引き続き、子育て応援券（無料券10枚分）を配布することとします。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、市のホームページや広報紙等で積極的に情報提供を行います。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（センター型）	子育てに関する情報交換や交流をはじめ、講演会・研修会等の開催により、子育てに関する学習の場の提供や育児不安についての相談指導を実施し、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するもの。	福祉課

NO.	事業名	事業概要	担当課
2	ファミリー・サポート・センター事業	乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行うもの。	福祉課
3	子育て応援券交付事業	ファミリー・サポート・センター事業の周知、利用促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図るもの。	福祉課
4	子育てサークル等支援事業	子育てサークル等の活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進するもの。	福祉課
5	ホームページ・広報紙等による情報発信	子育てサービス等の状況について、ホームページ、広報紙等による情報提供を行うもの。	福祉課

(2) 子育てに関する相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では平成27年度から垂水市子育て支援センターを拠点に利用者支援事業（基本型）を実施し、子どもをもつ保護者からの各種相談に対応しています。

特に近年、保護者の育児に対する悩みは、子どもの教育に関することや、子どもの発達に関するもの等、多種・多様化していることを考慮し、第1期計画中は、利用者のニーズに合わせた各種専門的な講座を実施したり、臨床心理士による相談を実施したりして、事業の充実に努めてきました。

また、支援が必要な子どもや保護者については、保健師と連携を図り、継続した支援ができる体制づくりにも努めています。

国は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、市町村は、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行う「子育て包括支援センター」（利用者支援事業（母子保健型））の設置に努めなければならないよう示しています。

このことから、利用者支援事業（母子保健型）の実施に向けた検討を進めていくこととします。

【施策の方向】

- 利用者支援事業（基本型）については、引き続き、利用者の意向を踏まえながら、子育て中の保護者が抱える不安や悩みに対し、相談できる窓口の充実と専門的な支援につなげる体制の強化を図ることとします。
- 利用者支援事業（母子保健型）については、第2期計画期間中の早い段階で事業を実施できるよう体制整備に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	利用者支援事業 (基本型)	子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行ったり、子育てに関する相談等を受け付け、各機関と連携を図り、保護者の支援を行ったりするもの。	福祉課
2	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うもの。	保健課

(3) 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加や、就労形態が多様化していく中で子育てしながら働きやすい環境づくりを構築していくことが求められています。

本市も『仕事と子育ての両立支援』を子育て支援策の重点施策として位置づけており、積極的に事業の展開・拡充に努めています。

特に放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）は、子育て世帯からのニーズが高く、重要な役割を担ってきていることから、第1期計画期間中は、対象児童を小学校3年生から小学校6年生に引き上げ、また、住民のニーズを踏まえながら、未設置校区への新設を行ってきました。

その結果、放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にありますが、一方で牛根地域については、設置に至っていないという課題があります。このことから、第2期計画においては、早い段階で放課後児童クラブを設置できるよう検討を進めていくこととします。

また、引き続き、延長保育事業等のサービスの充実に努めるとともに病児・病後児保育施設の設置に努めることとします。

【施策の方向】

- 放課後児童クラブについては、未設置校区に早期に設置できるように努めることとします。また、既設の放課後児童クラブについては、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めることとします。
- 保護者の急な仕事等での延長保育や一時預かりに対応するため、就労形態に合わせた保育サービスの充実に取り組むこととします。
- 病児・病後児保育施設の設置に努めることとします。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るもの。	福祉課
2	延長保育事業（再掲）	通常の利用時間帯以外において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てできる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
3	一時預かり事業（再掲）	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
4	預かり保育事業（再掲）	教育認定の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に幼稚園等に一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。	福祉課
5	病児・病後児保育事業（再掲）	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所等で一時的に保育するもの。	福祉課
6	男女共同参画推進事業	男女の人権の尊重を基に、生き方・価値観の多様性を認め合い、支え合う男女共同参画社会の実現を目指し、広報・啓発に努めます。	企画政策課



(4) 経済的な支援の充実

【現状と課題】

本市において、子育て世帯に対する『経済的支援』の充実は、『仕事と子育ての両立支援』と併せ、子育て支援策の重点施策として位置づけており、これまでも積極的に事業の展開・拡充に努めてきました。

国の制度による児童手当、児童扶養手当の支給はもとより、医療費の助成制度として、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度を実施しています。

特に子ども医療費助成制度は、対象年齢を令和2年度から18歳まで拡大することとしたところです。

その他、病児・病後児保育に係る費用の助成や、平成30年度からは、乳児用品等購入助成事業を実施しています。

【施策の方向】

- 児童手当及び児童扶養手当の支給や各種医療費の助成、乳児用品等購入助成事業を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。
- 奨学金貸付事業等、経済的な支援に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子ども医療費助成事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に係る医療費の助成を行うことにより、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、児童の健康の保持増進を図るもの。	福祉課
2	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母又は父、父母のいない児童に対して医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るもの。	福祉課
3	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図るもの。	福祉課
4	児童手当給付事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給するもの。	福祉課
5	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給するもの。	福祉課
6	特別児童扶養手当支給事業	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給するもの。	福祉課
7	病児・病後児保育事業利用助成金（再掲）	病後児保育を利用した保護者に対して助成金を支給するもの。	福祉課

NO.	事業名	事業概要	担当課
8	乳児用品等購入助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、乳児用品等の購入に係る費用の一部を助成するもの。	福祉課
9	奨学金貸付事業	高校生及び大学生等への奨学金貸付を行い、保護者の負担軽減に努めるもの。	学校教育課
10	就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とするもの。	学校教育課

(5) ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の児童の健全な育成と生活基盤の安定、自立が確保できるよう、本市においても、ひとり親家庭の母又は父を対象に垂水市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業及び垂水市自立支援教育訓練給付金事業を実施し、職業訓練に係る費用の一部を助成しています。

これまでの利用実績を見ると、受給者数が少ない状況にあることから、制度の周知に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に関する相談体制を整えるとともに、就業に必要な技能・資格等の取得を支援し、制度の周知・啓発に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の職業能力を高めていく取組を支援するもので、就労に結びつく可能性の高い資格の取得を目指して養成機関に通う場合に、訓練促進給付金等を支給して生活の負担軽減を図るもの。	福祉課
2	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する事業。	福祉課

3 安心して産み育てやすい環境づくり

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【現状と課題】

ライフスタイルや経済社会の変化の中で、家族や子育ての形も多様化し、子育ての困難さに直面する場合も少なくありません。

本市においても同様であり、子育ての孤立化を防ぐために専門職による訪問や相談窓口の設置、地域と交流する機会を作ることで、社会や地域で子育てを支える仕組みづくりに取り組んできました。

また、生活習慣病は成人期、高齢期だけではなく、妊娠期、乳幼児期の生活習慣が大きく影響することがわかってきており、さらに低出生体重児と将来の生活習慣病の発症のリスクとの関連を示す研究結果も出ている等、この時期からの生活習慣病の予防は重要といえます。

そのため、妊婦の糖尿病や腎臓病等の疾病や流産の原因になる歯周病を予防又は早期発見し、治療するために定期的な受診を促し、指導を行っています。

第2期についても引き続き、子育て世代において関係機関と連携した切れ目のない相談体制作りや支援を行っていくものとします。

【施策の方向】

- 妊産婦や乳幼児等への各種健診事業等の母子保健事業を充実強化し、地域に密着した交流の場となるよう事業の展開を図るとともに、母親自身の心身の健康づくりの視点から、妊娠・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能を充実します。
- 障害や発達に遅れのある子ども及びその疑いのある子どもの早期発見や必要な療育・指導を受けられるよう関係機関との連携を図るとともに、臨床心理士や言語聴覚士等の専門的分野での相談支援体制を整える等の継続的な支援を行います。
- 母子保健法に基づく事業の展開については、庁内の連携だけでなく、かかりつけ医や保健所、関係機関等との協力体制を確立して総合的に推進します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	健康教育	妊娠中の生活や出産・育児の知識を普及する母親（両親）学級や、子どもの育児・栄養・遊び・事故防止等について指導する育児学級を、市民館や子育て支援センター等を活用して実施するもの。	保健課
2	健康相談及び母子手帳発行	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活について相談指導します。また、乳児～思春期の子どもをもつ母親等の育児不安に対応し、育児・栄養等の相談指導を行うもの。	保健課
3	妊婦健康診査	妊婦健康診査（HBS抗原検査、超音波検査等）を、医療機関に委託して実施するもの。妊娠中14回実施。	保健課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	妊婦歯科健康診査	妊娠中からの歯科保健対策を行うことで、生まれてくる子どもへの歯科保健の充実を図るもの。	保健課
5	産婦健康診査	産後間もない時期（産後2週間と1か月）の母親に対する医療機関での健康診査に対して、健診費用を助成するもの。	保健課
6	産後ケア事業	子どもを出産後、身近に世話をしてくれる人がいない等、産後の体調や育児に不安のある産後3か月までの産婦と乳児に対して、産後ケアハウス等への宿泊や、助産師による訪問を行い、子育てのスタート時期の支援体制の強化を図るもの。	保健課
7	3か月児健康診査	満3か月児における発育、発達等の健診及び歯科指導、保健指導を、年6回実施するもの。	保健課
8	6～7か月児健康診査	満6か月～7か月児における発育、発達等の健診及び歯科指導、保健指導を、年6回実施するもの。	保健課
9	9～11か月児健康診査	満9か月～1歳未満の乳幼児における発育、発達等の健診及び指導を、医療機関に委託して実施するもの。	保健課
10	1歳児健康相談	1歳児における発育発達、栄養、歯科指導等を年6回実施するもの。	保健課
11	1歳6か月児健康診査	満1歳6か月～8か月児の発育、発達等の健診、歯科健診、フッ素塗布、心理相談等を、年6回実施するもの。	保健課
12	2歳児歯科健康診査	満2歳児における歯科健診及び保健指導、フッ素塗布等を、年6回実施するもの。	保健課
13	2歳6か月児歯科健康診査	満2歳6か月児における歯科健診及び保健指導、フッ素塗布等を、年4回実施するもの。	保健課
14	3歳児健康診査	満3歳6か月～7か月児の発育、発達等の健診、歯科健診、フッ素塗布、心理相談等を、年6回実施するもの。	保健課
15	5歳児歯科健康診査	満5歳児における歯科検診及び歯科指導、フッ素塗布等を、市内の医療機関に委託して実施するもの。	保健課
16	心理相談・言語相談	集団健診等において心身に障害や発達に不安のある乳幼児及び育児に対し不安を感じている保護者を対象に相談の場の提供と、必要に応じて医療機関や関係機関等を紹介することで早期発見・早期療育を促し、対象児が円滑な社会生活を送ることを図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的として実施するもの。	保健課
17	パパママ学級	妊婦が心身ともに穏やかな妊娠期を過ごし妊婦同士の交流を図り、適切な保健指導を行うもの。	保健課

NO.	事業名	事業概要	担当課
18	乳幼児巡回相談	地域における母子保健の課題の確認、発達障害や重度肢体不自由児等の支援体制整備にむけた検討、未就学から学校等への移行支援を円滑に支援する等、保健師、臨床心理士等が市内の保育所等を巡回し相談や検討を行うことで、関係者間の支援体制及びネットワーク整備を行うもの。	保健課
19	親子教室	乳児健康診査や乳幼児健康相談の中で発達に心配のある乳幼児を対象に、遊びを通して人とふれあう事の楽しさや、コミュニケーションの広がり育てるための教室を行うもの。	保健課
20	訪問指導事業	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等により、妊産婦・新生児・乳児・幼児を中心に家族ぐるみの保健指導を行うもの。	保健課
21	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの全ての乳児を対象に、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うもの。	保健課
22	予防接種事業	予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、接種率の向上に努めるもの。	保健課
23	低出生体重児養育医療給付	養育のため病院又は診療所への入院を必要とする低出生体重児（出生体重が2,500g以下の児、あるいは生活能力が著しく劣っており、家庭で保育することが難しく、医師が入院治療を必要と認めた乳幼児）に対し、県が指定した医療機関に入院し治療した場合に、必要な医療の給付を行うもの。	保健課
24	乳幼児精密健康診査	3か月児、6か月児、1歳6か月児、3歳児健診健康診査の結果、医師が精密検査が必要と診断した乳幼児を対象に、協力医療機関で精密検査を行うもの。	保健課
25	児童障害発達支援事業等との連携	肝属地区障がい者総合相談支援センターや肝属地区の市町と児童発達支援事業所で定期的に連絡会を開催し、情報交換や支援方法の検討等を行っています（肝属地区障害者自立支援協議会子ども部会等）。本市においても関係事業所等と担当者会や連絡会等を実施するもの。	福祉課 保健課
26	新生児聴覚検査	新生児の「聞こえ」の状況を早期に確かめ、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするため、市が実施費用の一部助成を行い、委託医療機関で検査を実施するもの。	保健課
27	女性特有のがん検診	女性がん検診（乳がん、子宮がん）等を実施するもの。	保健課
28	特定健康診査	40歳以上の特定健診対象者への周知及び保健指導を実施するもの。	保健課 市民課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

子どもをとりまく環境は近年大きく変化し、うつ病等の心の問題や友人関係の問題等を抱える児童生徒も少なくなく、家庭・学校・地域と連携を図ることが不可欠です。

また、全国的に問題になっている若年者の自殺を予防するために、自分自身や他者を大切にすることを育むとともに自殺の兆候の早期発見等に取り組む、さらに、児童生徒の心をケアするための相談体制の充実を図ることが必要です。

本市では、思春期等における健康教室等を通じて、性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等をテーマとした啓発指導の講演会等の開催に努めてきました。

第2期計画中においても、引き続き啓発指導を実施し、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を充実していくものとします。

【施策の方向】

- 学校保健会による性教育講演会を通して、小学生から命を大切にする教育を発達段階に応じて実施します。
- 垂水中央中学校・垂水高校における性教育、デートDV等の講話の充実強化を図ります。
- 好奇心から始まる喫煙や飲酒がない社会づくりに向け、学校や家庭が連携を図りながら、青少年が健康的な生活習慣を身につけるよう支援していきます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	思春期健康教室事業	中学生・保護者・関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用等、啓発指導の講演会等を開催するもの。	保健課 学校教育課
2	性教育講話事業	垂水中央中学校(全生徒)、垂水高校での性教育講話(全生徒、全職員、PTA)を行うとともに、職員研修を実施するもの。	保健課

(3) 食育の推進

【現状と課題】

食を取り巻く環境は大きく変化し、食習慣の乱れや栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加等、食に関する問題が発生している背景を受け、国は平成17年に「食育基本法」を制定しました。本市においても「第2次垂水市食育・地産地消推進計画」を策定し、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現に向け、地域や学校と連携した包括的な食育を行ってきました。

計画のアンケート結果からは食育についての認知度は90%以上となっているものの、年代にばらつきがあり、その意味まで理解しているものは53%となっています。

引き続き、乳幼児健康診査や教室等を通して、食に関する知識の普及と生活習慣の確立に向けた取組を行っていきます。

【施策の方向】

- 朝食をとらない等の昨今の乱れた食生活に対応するため、子どもの発達段階に応じた教育やバランスのとれた食習慣等に関する教育を推進します。
- 保護者に対する食生活改善指導等を併せて推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	パパママ学級 (再掲)	妊娠期・授乳期に、適切な食習慣の確立ができるように、食事バランスガイド等を活用した情報提供等や、小児生活習慣病予防等のための献立の試食等を行うもの。	保健課
2	1歳児健康相談(再掲) 2歳児・2歳6か月 歯科健診(再掲)	歯科健診時に、垂水市食生活改善推進員連絡協議会と連携し、保護者へ望ましい間食の試食等を実施し、生活習慣病の予防や家庭における健全な食生活等について情報提供を行うもの。	保健課
3	親子栄養教室	垂水市食生活改善推進員連絡協議会と共催で、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、保護者へ生活習慣病予防や食生活改善等の情報提供を行うもの。	保健課

(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

平成30年度に実施したアンケート調査において、約7割が「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」と回答しており、小児医療の充実に関するニーズや期待は大きくなっています。

本市は、小児・乳幼児の緊急医療の確保のため、平成23年4月に開設された大隅広域夜間急病センター（鹿屋市共栄町）の運営者3市5町^(注)の一つとして、当該センターが設置された当初から運営費を支出しており、今後も継続していく方針です。

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境の基盤です。第2期計画中においても引き続き、休日や夜間等の救急医療体制の確保も含め、小児医療の充実・確保に取組、県及び近隣の市町及び関係機関と連携しつつ、積極的に取り組んでいくものとします。

(注) 3市5町は、鹿屋市、垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町。

【施策の方向】

- 3市5町で構成する「大隅広域夜間急病センター」の運営費を負担し、小児救急医療の確保・充実を図ります。
- 夜間における子どもの急な病気に対し、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性等の助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」や、「大隅広域夜間急病センター」の広報・周知に努めます。また、乳幼児健診等の場を利用し、相談機関や医療機関の紹介や、疾病予防に対する教育も行っていきます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	小児緊急医療対策	小児・乳幼児の緊急医療の確保のため、大隅広域夜間急病センターの運営費を負担するとともに、小児救急相談事業の広報活動に努めるもの。	保健課
2	病院群輪番制病院運営事業	肝属郡医師会へ運営費の一部補助を行い、休日、夜間における救急医療体制の確保を図るもの。	保健課

4 子どもの生きる力をのばす教育環境づくり

(1) 次代の親の育成

【現状と課題】

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について啓発するためには、関係機関等が連携しつつ効果的な取組を推進しなければなりません。

また、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、地域社会の環境を整備していかなければなりません。

第2期計画中においても引き続き、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行うとともに、特に中学生、高校生等に対しては、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解し、次代の親となるための学習機会を提供していくものとします。

【施策の方向】

○ 次代の親のあり方の視点から、男女共同参画に関する支援事業や研修会、家庭教育学級等の充実強化を図るとともに、健診の場や職業体験実習等の機会を通じて、児童生徒が乳幼児とふれあう機会を提供し、子育て意識を育みます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	男女共同参画啓発事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進するもの。	各課
2	少子化意識啓発事業	広報誌や市のホームページ等による意識啓発や情報提供、各種講座やセミナー等の開催を行うもの。	福祉課



(2) 子どもの健全育成

【現状と課題】

全ての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。

本市では、子どもの健全育成を図るため、ふれあい交流事業等を実施し、地域における子どもの居場所づくりや体験・交流活動を推進してきました。

また、青少年海外派遣事業「夢の翼」等、国際社会で活躍する人材の育成に向けた取組も実施しました。

第2期計画中においても引き続き、地域で子どもの健全育成を支える仕組みを継続するとともに、新しい時代を担う青少年の育成等を推進していくものとします。

【施策の方向】

- 放課後や休日等に子どもたちが自由に過ごせる場所として、公園、図書館、学校等の活用を図ります。
- 保育所等と小・中・高等学校との交流の促進に努めます。
- 中・高生のボランティア活動や異世代交流等を通して、交流・連携事業の強化に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	民生児童委員活動事業	民生児童委員、主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図るもの。	福祉課
2	ふれあい交流事業	福祉施設等での世代間交流や郷土芸能等の伝承活動、料理教室等、親子でふれあい交流する機会の促進を図るもの。	保健課 学校教育課
3	スポーツ少年団支援事業	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励するもの。	社会教育課
4	芸術・文化活動支援事業（団体鑑賞）	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図るもの。	社会教育課
5	児童遊園等整備事業	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進するもの。	土木課
6	保育所等地域活動事業（再掲）	地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、地域に開かれた保育所等の有する機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図るもの。	福祉課
7	学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行うもの。	社会教育課
8	青少年補導センター運営事業	関係機関・団体等との連携により、街頭補導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めるもの。	社会教育課

NO.	事業名	事業概要	担当課
9	青少年育成推進連絡協議会	青少年の健全育成に関する活動をしている団体との連絡調整を図るもの。	社会教育課
10	青少年海外派遣事業「夢の翼」	中学生が外国の文化や歴史、自然に触れ、国際感覚を養い、ふるさとのよさを再確認し、現地で外国語（英語）によるコミュニケーションを通じて、語学力の重要性を知り、その向上を図る契機とするもの。さらにこれからの国際社会において、活躍する人材の育成を図るもの。	学校教育課

(3) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育の推進

【現状と課題】

社会環境の変化や地域のつながりの弱体化等の影響により、家庭や地域の教育力、子どもの社会性や体力の低下等が懸念されています。

このため、第2期計画においても引き続き、子どもが、自ら考え、判断し、様々な問題に積極的に対応することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学ぶ意欲等を身につけさせ、「生きる力」を育成していくものとします。

また、豊かな感性や体力を育むため、芸術や文化、スポーツに関する様々な体験をする機会を提供するものとします。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が重要であるため、教育の質の向上と幼児期から学童期を通して一貫性のある教育の実施に努めます。

【施策の方向】

- 少人数指導の推進、外国語指導助手（ALT）の活用、情報教育等により、基礎的・基本的な知識や技能をより一層確実に身につけさせるとともに、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- スポーツ施設の改修や学校施設の開放、「子どもたちの夢を育む」総合プランの推進等により、文化や芸術、スポーツを体験するための機会を提供します。
- 児童生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、地域と学校との連携をより強化していきます。また、児童生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりがもてるよう、学校等で気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行えるような相談体制の強化を推進します。
- 幼稚園や認定こども園、保育所、小学校の連携を推進するとともに、教員等の資質向上を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ふるさと垂水推進事業	「ふるさと垂水推進事業」の内容である福祉・国際理解・環境・情報等の設定された学習課題を問題解決的、体験的に解決するための必要経費としての補助金を支出するもの。	学校教育課
2	特別支援教育支援員設置事業	障害があり、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活上の介助・学習指導上の支援等を行い、特別支援教育の充実を図るもの。	学校教育課
3	垂水市サイエンス会推進事業(理科教育推進事業)	理科大好きな子どもを育てることを目的に観察・実験を重視した体験的な学習、調べ学習を中心とする問題解決的な学習展開の研究や小中高連携による校種間相互の理科教育の在り方研究を行うもの。 科学の祭典、親子標本づくり講習会・標本名付け会を実施するもの。	学校教育課
4	ICT教育事業	児童生徒一人一人の個性や能力に応じた、分かりやすい授業を実現するために、学校におけるICT環境の整備に努めるもの。 また、児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、ICTを活用した授業のできる教員の育成を図るために、各種研修講座の充実に努めるもの。	学校教育課
5	スクールカウンセラー派遣事業	各学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒・保護者へのカウンセリングや教育相談を実施するもの。	学校教育課
6	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門性を活かし、児童生徒の置かれた様々な状況に対応する支援を行うもの。	学校教育課
7	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するもの。(スクールガードリーダー)	学校教育課
8	5校合同集団宿泊学習	複式学習の児童が、他校の児童と共に学習することにより、多面的な見方・考え方の拡充を図るもの。	学校教育課
9	「子どもたちの夢を育む」総合プラン	子どもたちに一流の文化芸術に触れる機会を提供する等、将来の夢を抱かせる取組を推進するもの。	学校教育課
10	スポーツ施設改修及び園内整備事業	市体育館、たるみずスポーツランド、野球場等の施設整備を行うもの。	社会教育課
11	学校施設開放事業(再掲)	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行うもの。	社会教育課

NO.	事業名	事業概要	担当課
12	学校評議員	校長が必要と認めるとき学校の運営等に関する意見を求めるもの。	学校教育課
13	小・中学校施設整備事業	小学校校舎の防災機能強化（外壁改修等）工事及び小・中学校施設の維持管理、保守管理業務等を行うもの。	教育総務課
14	ブックスタート事業	乳児とその家族に絵本の配布や、小学1年生、中学1年生に本を贈呈するもの。	社会教育課 保健課

(4) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

本市では、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会の充実、PTAでの研修の開催、子育て支援ネットワークへの支援等を通じて、家庭教育を支援する取組を行っています。

また、子どもが自分自身で課題を見つけ、問題を解決する力や、他人を思いやる心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を身につけるために、小中高校生のボランティア活動を進めています。

第2期計画中においても引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力することで、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めていくものとします。

【施策の方向】

- 家庭教育学級、父親セミナーを通して、家庭教育への支援等の充実強化を図ります。
- ボランティア活動や市の行事等を通して地域における教育力の向上を図るとともに、地域における同世代や異世代との交流を図るため、市民館等を活用した交流機会や学習の場の創出を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	家庭教育支援事業	小中学校等において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図るもの。	社会教育課
2	PTA組織における父親・母親セミナー	各団体・組織との連携を図り、講演会、地域活動等の研修で周知するもの。	保健課 福祉課
3	子育て支援ネットワーク	家庭教育の支援や保護者同士の仲間づくりを支援するもの。	保健課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	垂水おもてなし少女少年隊事業	小中高校生のボランティア活動等の諸活動を通して、おもてなしの心、自分から進んで物事に取り組む態度、おもいやりの心を育てていくもの。	社会教育課
5	垂水子ども会大会事業	綱引き大会、創作活動（紙飛行機等）、伝統芸能継承、活動発表を行うもの。	社会教育課



5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

(1) 障害児施策の充実

【現状と課題】

障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種や発達段階、生活の状況、ニーズ等に応じて、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できるよう、支援体制の整備に努めています。

特に発達障害については、早期療養に対する保護者の理解が高まっており、加えて、平成30年に市内に事業所が開設したことで、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者は増加しています。

ただし、サービスを必要とする利用希望に対し、本市には、提供できる社会資源が少なく、近隣市町の事業所も利用してサービスの供給量が維持されている状況にあることから、利用希望者に対する供給量の確保が求められています。

引き続き、障害児が地域で継続して切れ目のない支援を受けられるよう、各関係機関との連携を図り、適切な支援体制の整備を進めていきます。

【施策の方向】

- 障害児通所支援・障害児相談支援等の各種障害福祉サービスの充実により障害児のいる家庭への支援体制の整備を促進します。
- 障害児が各種サービスを利用しやすい環境をつくるため、利用者負担額の軽減を図ります。
- 医療的ケア児が心身の状況に応じて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野で必要な支援を総合的に受けられる体制の構築を図るとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターによる支援体制の確保を検討します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	児童発達支援	未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作や知識の指導、自立生活能力の向上や集団生活に適応するための訓練支援等を行うもの。	福祉課
2	放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日において、生活能力等向上のための訓練支援を行い、放課後等の居場所や社会活動機会の確保を図るもの。	福祉課
3	保育所等訪問支援	障害のある児童や、その児童が通う保育所等の職員に対して、当該施設を訪問し、集団生活や社会生活に適応するための専門的な指導や支援を行うもの。	福祉課
4	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童に対し、指定施設等において、児童発達支援と同様の支援と、治療等も併せて行うもの。	福祉課

NO.	事業名	事業概要	担当課
5	障害児相談支援	障害のある児童が通所支援等のサービスを利用する際に、「障害児支援利用計画」の作成を行い、利用開始後も継続してサービス利用に係る各種支援を行うもの。	福祉課
6	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、発達支援を利用できない児童の居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導や知識技能を付与する支援を行うもの。	福祉課
7	障害児利用者負担額軽減事業	障害児通所支援及び短期入所利用に係る利用者負担額を軽減するもの。	福祉課
8	医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置するもの。	福祉課
9	特別児童扶養手当支給事業（再掲）	身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給するもの。	福祉課

(2) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

全国において児童虐待件数は増加の一途をたどり、重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、家族形態の変化や家庭環境の多様化、親の意識の変化等に伴い、問題が複雑かつ困難化していることから、その対応が難しく、長期的な支援が必要となります。

本市においても、児童虐待の早期発見や適切な保護を図り、関係機関が連携して効果的な支援を行えるよう『垂水市要保護児童対策地域協議会』を設置しています。

また、要保護児童に係る情報収集は、保健師等が子育て中の保護者宅の訪問を実施しているほか、保健師及び家庭児童相談員が定期的に学校や保育所等を訪問しています。

【施策の方向】

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めるとともに、児童相談所、警察、関係機関等との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による相談体制や啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携はもとより、利用者支援事業（母子保健型）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携・強化に努めることとします。
- 第2期計画中においても引き続き、国の基本指針を踏まえ、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び支援等の体制強化に努めていくこととします。また、『子ども家庭総合支援拠点』の整備に向けた検討を進めていくこととします。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場となるもの。	福祉課
2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもたちが、安全にかつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、巡回活動、情報交換等、社会全体で子どもたちを守っていこうとするもの。	福祉課
3	利用者支援事業（母子保健型）（再掲）	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うもの。	保健課

NO.	事業名	事業概要	担当課
4	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)	生後4か月までの全ての乳児を対象に、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うもの。	保健課
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するもの。	保健課

(3) 子どもの貧困対策

【現状と課題】

本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困に対する支援に努めています。

【施策の方向】

- 生活保護受給世帯等の生活困窮家庭や経済的に不安定家庭の子どもが、十分な教育が受けられず将来に不利益な影響を受けることのないよう、引き続き、関係機関等と連携しながら、学習支援を行います。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援機関において包括的な相談支援を行うとともに、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行う等、自立に向けた支援を行います。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学力向上、高校進学等の実現に資することを目的に、学習の援助を行う事業を実施するもの。	学校教育課
2	生活困窮者自立相談支援事業	さまざまな困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細かな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護受給世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図るもの。	福祉課

6 子育てを支援する生活環境づくり

(1) 良質な住宅の提供

【現状と課題】

子育て世帯を支援していく観点から、子育て家族向け賃貸住宅の供給を支援する等の取組の推進が大切です。小さな子どもがいる世帯に対しては、公共賃貸住宅の入居資格緩和や優先入居の実施等を取組、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供を進める必要があります。

本市では、水之上定住促進住宅において、同居する親族の中に満18歳未満の方がいる場合に家賃を減免する子育て応援のための事業を実施しています。

第2期計画中においても引き続き、子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、周辺環境整備に努めます。

【施策の方向】

- 「垂水市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な住宅の整備やバリアフリー対策等の安全面に配慮した市営住宅の整備を推進します。
- 子どもが安心して遊ぶことのできる公園等の維持管理に努めます。
- 豊かな緑や水辺等、身近な自然環境を維持・保全し、子どもも大人もふれ合える場の確保を図ります。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	定住促進住宅子育て応援	良質な市営住宅の整備を推進するとともに、水之上定住促進住宅において子育て世帯に対する家賃減免を行うもの。	土木課
2	児童遊園等整備事業（再掲）	子どもが安心して遊べる空間である児童遊園等の整備を促進するもの。	土木課

(2) 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成18年法律第91号）に基づき、公共施設及びこれらに連絡する道路について、利用者の移動が円滑にできる環境を整備していくことは、安全な道路交通環境の整備する上でも重要となります。

本市では、生活道路や通学道路へのカーブミラーやガードレール等の設置により、子どもたちの安全確保等を考慮した対策を行ってきました。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等と連携・協力し、子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を実施し、チャイルドシートの正しい使用についての啓発やヘルメット着用等、自転車の安全利用等を進めてきました。

第2期計画においても引き続き、子どもたちの安全性に配慮した道路交通環境の整備、普及・啓発活動の推進に努めていくこととします。

【施策の方向】

- 通学路になる幹線道路を中心に、歩道のバリアフリー化や歩道拡張等の整備を推進します。
- 子どもが自転車や徒歩で、公園や公共施設に安全にアクセスできるよう、子どもの安全性に配慮した道路整備を進めます。
- 保育所等から中学まで幅広く実施されている交通安全教室の一層の充実強化を図るため、緊密な連携のもとに関係機関が一体となり活動します。
- チャイルドシートの正しい使用を徹底するための交通教室の開催等子どもを事故から守る対策を推進するとともに、自転車の安全利用の観点から、児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するため、様々なキャンペーンを積極的に展開し、交通事故防止に努めます。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	交通安全啓発事業	交通事故防止についての広報・啓発活動を行うもの。	総務課
2	交通安全施設等整備事業	カーブミラーやガードレールの整備により交通事故を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図るもの。	土木課
3	子どもの交通事故防止対策事業	保育所等で県警交通安全教育班による交通安全に係る寸劇等を通し、啓発活動に努めるもの。	総務課
4	交通安全教育事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会等による交通安全教育を推進するもの。	総務課

(3) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

妊産婦や乳幼児連れの人等、全ての人が安心して外出できるようにするために、公共施設、公共交通機関及び建築物等に加え、多くの人が利用する商業施設においてもバリアフリー化を推進する必要があります。

第2期計画中においても引き続き、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を取り入れた施設整備等を促進することにより、安心して外出してもらえるまちを目指していくものとします。

【施策の方向】

- 既存公共施設については、子どもや子ども連れの人も利用しやすいバリアフリー化を踏まえた環境整備を推進します。
- おむつ替えや親子での利用に配慮したトイレの設置を促進するとともに、情報誌やホームページに掲載し、安心して外出するための情報を提供します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	ユニバーサルデザイン推進事業	子ども連れで安心して外出ができ、楽しく安全に遊び、生活できるようユニバーサルデザイン化のまちづくりを推進するもの。	各課
2	バリアフリー化推進事業	公共施設、交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進するもの。	各課



(4) 安心・安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

市では、子どもに対する犯罪防止活動の推進による犯罪のない明るく住みよいまちづくりのために、道路や公園等の公共施設について、繁茂した草木により防犯上の死角が生じないように留意する等、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うよう努めています。

第2期計画においても引き続き、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるために、防犯灯や緊急通報装置等の防犯設備の整備を進めるとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識を高めるための啓発活動に取り組めます。

【施策の方向】

- 防犯設備としては、防犯灯が設置されていますが、今後とも通学路や裏通り、公園等での設置の充実強化を推進します。
- 安全・安心なまちづくりに向けた道路、公園等の既存施設の構造・設備の改善を推進するとともに、子どもを犯罪等から守るための広報啓発活動を展開します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	防犯設備整備事業	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進するもの。	総務課 土木課

(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報交換、通学路等におけるパトロール活動、防犯講習会の実施、防犯ボランティアへの支援等、子どもの安全確保に向けた取組を、警察や防犯協会等とも連携を図りながら、地域全体で推進しています。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者への助言等、学校等の関係機関と連携して、きめ細かな支援を推進しています。

一方、スマートフォン等の普及とともに、子どもたちの間で長時間利用することによる生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪の発生等が問題になっており、そのために、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化しながら、青少年がインターネットを安全に安心して利用できるよう対策がとられ、保護者に対する啓発活動が行われています。

第2期計画中においても子どもを犯罪等の被害から守るため、地域、学校及び家庭等への教育・啓発活動に努めていくものとします。

【施策の方向】

- 子どもの犯罪被害を防ぐための行政、警察等の関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。
- 子どもの犯罪被害を防ぐため、育成指導員等による巡回指導を実施します。
- 緊急時に子どもが駆け込める「子ども110番の家」と警察、学校、家庭との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。
- 被害に遭った子どもの精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等関係機関との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- 青少年育成推進連絡会議等の関係機関との連携のもと、有害図書等の規制等についての関係業界への働きかけをはじめ、家庭、学校、地域が一体となった未成年者の飲酒、喫煙、薬物等の問題行動への取組を推進します。

【主要事業】

NO.	事業名	事業概要	担当課
1	地域防犯活動推進事業	住民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進し、防犯パトロール隊による見守り活動等を行うもの。	総務課 市民課 学校教育課
2	子ども110番の家等推進事業	子ども110番の家について、関係機関と協力して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めるもの。	学校教育課
3	地域安全活動推進事業	関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進するもの。	各課

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに『量の見込み（需要）』と『確保方策（供給）』を定めるようにしています。

本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育

(1) 教育・保育の『量の見込み』と『確保方策』

『量の見込み』は、小学校就学前児童数の人口の推計、『垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート』から算出した利用意向及び就労意向、また、直近の利用実績を考慮し算出しました。

『確保方策』は、『量の見込み』に対し、適切な量の教育・保育の提供ができるよう考慮し、市内保育所等の意向を把握し、必要な定員を定めました。

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、教育・保育の質と量の充実を図ります。

① 1号認定（満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども）

満3歳以上の小学校就学前の児童で、保育の必要性がなく教育を希望する児童及び保育の必要性があるが、幼児期の教育を強く希望する児童に幼児教育を行うものです。

(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実績	129	109	126	127	117
認定こども園	62	61	72	82	75
上記以外	67	48	54	45	42

※ 実績は、毎年4月1日現在

※ 上記以外…確認を受けない幼稚園（旧制度の幼稚園）

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	118	107	103	95	96
うち2号教育ニーズ	29	27	26	24	24
②確保方策	150	150	150	110	110
認定こども園	80	80	80	110	110
上記以外	70	70	70	0	0
③過不足（②-①）	32	43	47	15	14

② 2号認定（満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども）

満3歳以上の小学校就学前の児童で、保育の必要性がある児童に保育を行うものです。

（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実績	248	180	160	133	138
認定こども園	70	46	60	110	118
保育所	178	134	100	23	20

※ 実績は、毎年4月1日現在

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	131	119	114	105	105
②確保方策	187	187	187	139	139
認定こども園	149	149	149	114	114
保育所	38	38	38	25	25
③過不足（②-①）	56	68	73	34	34

③ 3号認定（満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども）

0歳～2歳の児童で保育の必要性がある児童に保育を行うものです。

《0歳》

（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実績	14	8	24	12	13
認定こども園	2	1	11	9	10
保育所	12	7	13	3	3

※ 実績は、毎年4月1日現在

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	33	32	14	14
②確保方策	24	24	24	19	19
認定こども園	20	20	20	16	16
保育所	4	4	4	3	3
③過不足（②-①）	▲9	▲9	▲8	5	5

《1・2歳》

(単位:人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実績	96	101	81	92	96
認定こども園	29	35	36	55	78
保育所	67	66	45	37	18

※ 実績は、毎年4月1日現在

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	93	95	98	75	75
②確保方策	99	99	99	72	72
認定こども園	81	81	81	60	60
保育所	18	18	18	12	12
③過不足(②-①)	6	4	1	▲3	▲3

【満3歳未満の子どもの保育利用率】

満3歳未満の子どもの保育利用率の目標を次のとおり定めることとします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用定員数	123	123	123	91	91
満3歳未満人口	212	214	216	155	140
保育利用率	58.0%	57.5%	56.9%	58.7%	65.0%
目標値	58.0%	58.0%	58.0%	58.0%	58.0%

※ 保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員の割合

保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数 ÷ 満3歳未満人口

(2) 教育・保育の一体的な提供と推進

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、保育所等からの相談に適切に対応し、円滑な移行を支援します。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育無償化制度により、令和元年10月から新設された『子育てのための施設等利用給付』の実施に当たっては、保護者の経済的負担軽減や利便性を図り、また、施設等の意向を十分に踏まえ、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認・公示等について、鹿児島県が実施する立入調査に同行する等、鹿児島県との連携に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』と『確保方策』

『地域子ども・子育て支援事業』は、子ども・子育て支援法で定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭実情に応じて実施する事業です。

『量の見込み』は、小学生以下の児童の人口の推計、『垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート』から算出した利用意向及び保護者の就労意向、また、直近の利用実績を考慮し算出しました。

『確保方策』は、『量の見込み』に対し、適切な量の事業の提供ができるよう考慮し、利用人数、施設の箇所数等を定めました。

① 利用者支援事業（基本型・母子保健型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。（子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの。）

【対象】

子育て中の保護者、妊婦等

【確保方策の考え方】

子育て支援センターを拠点に基本型を実施しています。

子育て世代の子育てに関する悩みやニーズを的確に捉え、関係機関と連携しながら、相談支援体制の強化に努めます。また、母子保健型の設置に向けて検討することとします。

①基本型

利用実績(施設数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1	1	1	1	1

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(施設数)	1	1	1	1	1
確保方策(施設数)	1	1	1	1	1

②母子保健型

利用実績(施設数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	—	—	—	—	—

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(施設数)	1	1	1	1	1
確保方策(施設数)	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供するため、子育て支援センターで、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を行う事業です。

【対象】

0～5歳（未就学児）

【確保方策の考え方】

子育て支援センターで実施しています。

利用者のニーズを的確に捉え、必要な研修や活動、子育てサークル等の支援に積極的に取り組みます。また、併せて子育て支援センターの時間延長や土日の利用についても検討を進めていくこととします。

利用実績(人/月)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	286	307	256	326	326

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/月)	325	321	314	400	400
確保方策(人/月)	325	321	314	400	400
施設数	1	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【対象】

妊婦

【確保方策の考え方】

各種健診事業や母子保健事業を充実強化し、地域に密着した交流の場となるよう事業の展開を図るとともに、母親自身の心身の健康づくりの視点から、妊娠・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能の充実に努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	99	85	80	71	66

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	72	71	69	45	41
確保方策(人/年)	72	71	69	45	41

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【対象】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

【確保方策の考え方】

全ての乳児を対象として100%の訪問ができるよう、実施体制の確保に努めるとともに、訪問時に得られた情報を各事業への繋ぎを行い、効果的な支援に努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	87	100	77	65	59

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	72	71	69	35	30
確保方策(人/年)	72	71	69	35	30

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【対象】

0～5歳児がいる養育支援が特に必要な家庭

【確保方策の考え方】

養育支援の対象となる家庭に一貫性のある継続的な支援を行うことで、適切な養育の実施と保護者の育児不安の解消に努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	—	—	—	—	—

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	20	20	20	20	20
確保方策(人/年)	20	20	20	20	20

※ 第1期中は、別の事業で補い対応していることから実績は無し。見込みは別の事業の平成30年度実績を基準に算出。

⑥ 子育て短期支援事業

ひとり親等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

【対象】

0～5歳（未就学児）

【確保方策の考え方】

現状としてサービスが無く、利用実績はありませんが、住民アンケートの利用意向を踏まえ、事業の実施に向けた検討を行います。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	—	—	—	—	—

※ 第1期中は、実績は無し。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	27	25	24	23	22
確保方策(人/年)	27	25	24	23	22

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の職員や関係機関等の専門性の強化及び連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業による相談体制や啓発活動を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携はもとより、利用者支援事業（母子保健型）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業との連携・強化に努めることとします。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【対象】

0～5歳（未就学児）、小学1～6年生

【確保方策の考え方】

子育て支援センターを拠点に実施しています。引き続き、会員同士が気軽に援助活動ができるよう、事業の周知活動及び会員の加入促進に努めるとともに、援助活動中の事故が無いよう、研修等に努めます。

利用実績(会員数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	—	—	61	106	120

※ 令和元年度の実績は見込み。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(会員数)	195	186	183	110	110
確保方策(会員数)	195	186	183	110	110

⑨ 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

【対象】

3～5歳

【確保方策の考え方】

市内6か所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	6,430	7,531	5,925	5,785	5,785

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	5,681	5,155	4,957	9,672	9,768
確保方策(人/年)	5,681	5,155	4,957	9,672	9,768

イ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児（保育所等を利用していない乳幼児）について、保育所等で一時的に保育を行う事業です。

【対象】

0～5歳

【確保方策の考え方】

市内7か所の保育所等で事業を実施しています。日常生活上の突発的な事情等により、一時的に家庭で保育が困難となる場合等に対応できる環境づくりに努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	520	696	977	1,095	1,095

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	1,042	1,004	993	637	637
確保方策(人/年)	1,042	1,004	993	637	637

⑩ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【対象】

0～5歳

【確保方策の考え方】

市内7か所の保育所等で事業を実施しています。保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	84	128	205	133	133

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	130	124	122	115	114
確保方策(人/年)	130	124	122	115	114

⑪ 病児・病後児保育事業

児童が病氣中又は病氣回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【対象】

0～5歳、小学1年～6年生

【確保方策の考え方】

垂水市内にサービスの提供施設がないため、近隣自治体の医療機関を利用しています。

住民アンケートの意向に基づき、病児・病後児保育施設の早期設置に向けた検討を進めていくこととします。

利用実績(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	15	7	12	6	6

※ 令和元年度の実績は見込み

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	103	98	96	12	25
確保方策(人/年)	103	98	96	12	25
施設数		1	1	0	1

⑪ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象】

小学1年～6年生

【確保方策の考え方】

未設置校区に早期に設置できるように努めることとします。また、既設の放課後児童クラブについては、運営基準の遵守はもとより、支援中の事故が無いよう、各種研修等への参加を徹底し、支援員の資質の向上に努めます。

利用実績(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	74	98	94	112	142

※ 令和元年度の実績は7月末現在の登録児童数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	140	136	124	135	135
1年生	51	48	40	51	43
2年生	37	39	37	33	44
3年生	36	29	30	32	28
4年生	13	17	14	16	17
5年生	2	2	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
確保方策(人)	176	176	196	206	206
施設数	4	4	5	5	5

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

この事業は、世帯の所得状況等を勘案して本市が定める基準に基づき、特定教育・保育を受けた場合及び特定子ども・子育て支援を受けた場合にかかる給食費や日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に係る費用又は特定教育・保育に関する行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業です。

確保方策は、国の動向に応じ助成を実施していくこととします。

第6章 新・放課後子ども総合プラン

1 新・放課後子ども総合プランの推進

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、『放課後児童クラブ』及び『放課後子ども教室』の計画的な整備の方針を定めるもので、市町村は、着実に推進することが求められています。

2 新・放課後子ども総合プランの状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保育の必要性のある小学校就学児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

第1期計画期間中は、対象児童を小学校3年生から小学校6年生に引き上げ、また、住民のニーズを踏まえながら、未設置校区への放課後児童クラブの開設を行いました。

一方で牛根地区については、設置に至っていないという課題があることから、第2期計画においては、早い段階で未設置校区に放課後児童クラブを設置できるよう検討を進めていくこととします。

市内の放課後児童クラブの状況

No.	放課後児童クラブ名	小学校区	定員
1	第1垂水児童クラブ	垂水小学校	45人
2	第2垂水児童クラブ		35人
3	水之上児童クラブ	水之上小学校	20人
4	さぎなみ学童クラブ	新城小学校 柘原小学校	40人
5	協和児童クラブ	協和小学校	36人

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、放課後や週末等に余裕教室等を活用し、地域の住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等、地域住民との交流活動を実施するものです。令和元年11月時点において、本市にこの事業を実施している学校はありません。

3 新・放課後子ども総合プランの実施に向けた方策

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施目標について

本市の放課後児童クラブは、現在5か所開設しており、小学校の余裕教室を活用しているのが3か所、小学校の教室外で実施しているのが2か所となっています。

今後は、小学校の余裕教室を利用して放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する『一体型』、学校の教室外で実施する『連携型』の事業計画を検討します。

このうち、学校の余裕教室で実施する『一体型』については、令和6年度までに2か所、連携型については1か所実施することを目標とします。

目標事業量

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	8	8	8	8	8
実施学校数	-	-	-	-	3
一体型	-	-	-	-	2
連携型	-	-	-	-	1

(2) 両事業の『一体型』、『連携型』の実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。

このため、プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校区ごとに、学校関係者も含め、定期的に検討会を開催することとします。

実施する際には、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

(3) 小学校の余裕教室の活用に関する方策

放課後児童クラブの設置は、子どもの安全面を確保する観点から、学校との連携はもとより、放課後、児童が校外に移動せずに安全に過ごすことができるよう、教育委員会及び学校との協議を踏まえ、学校の余裕教室を活用する方向で、事業を実施しています。

放課後子ども教室を含めた今後の新たな放課後児童クラブの実施についても、まずは学校の余裕教室等を活用することを念頭に事業実施に努めます。

(4) 両事業の実施に係る福祉課と教育委員会等の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の実施に向けて、福祉課と教育委員会、学校等との関係者間で連携し、協議の機会を設定し、事業実施に向けた検討を進めていくこととします。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、障害のある児童の利用ニーズは高まり、利用児童数は増加しています。

障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所有する児童又は手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等の公的機関の意見等により、障害児と同等の障害を有している認められる児童とし、柔軟に対応するよう国は示しています。

特別な配慮を必要とする児童の支援にあたっては、個々の児童の発達段階における状況を把握し、適切なきめ細やかな支援が提供できるよう、支援員の加配による支援体制の充実や、支援員の各種研修等への参加を徹底し、資質の向上に努めることとします。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長の検討

現在、放課後児童クラブは、午後6時までの開所時間となっています。

放課後児童クラブにおいても、女性の就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加や、就労形態が多様化していく中で子育てしながら働きやすい環境づくりを構築していくことが求められています。

垂水市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の結果を踏まえ、利用者のニーズに合った開所時間となるよう、時間の延長についての検討を進めていきます。

(7) 放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後等に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」となります。

子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に努めます。

(8) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から周知を推進するための方策について

市ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第7章 計画の推進

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「垂水市子ども・子育て会議」において、施策の進捗状況を点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

1 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に施策を推進していくことが重要です。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。

また、個々の施策は、それぞれの担当課が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、学識経験者や教育・保育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。同時に、子ども・子育て会議では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとします。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

同時に、男女共同参画の視点に立って、地域全体で子育て支援に関する事業の推進に努めるとともに、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 垂水市子ども・子育て会議

本計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「垂水市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

(2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、計画に基づく取組や施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、行政内における調整を経て、「垂水市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価を踏まえて取組や施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。

垂水市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、垂水市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第2期 垂水市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 鹿児島県垂水市福祉課
〒891-2192

鹿児島県垂水市上町114番地
電話：(0994) 32-1115



I feel great in hot spring!

SAKURAJIMA

極樂〜♪

